

## 第2章

# 幻の二大政党制

——変わる政党システム，変わらない UMNO のヘゲモニー——

中村 正志

### はじめに

2008年3月に実施された第12回総選挙によって、マレーシアに国民戦線（BN）と人民連盟（PR）からなる二大政党制（two-party system）もしくは二大政党連合制（two-coalition system）が誕生したといわれた（山本編 2013; Saravanamuttu 2012）。独立いらい半世紀も続いた一党優位制が崩れ、政党間の勢力配置が様変わりしたのであり、これこそポスト・マハティール期におけるもっとも重要な政治的変化だといっても過言ではない。

ただし、2つの政党連合が並び立つ状況は長くは続かなかった。2008年総選挙を契機に発足したPRは2015年6月に瓦解した。その後、与野党の双方に内紛が生じ、有力政治家による新党結成が相次いでいる。マハティール・モハド元首相もまた、いまでは新政党の指導者である。そのマハティールが、かつて自身が投獄したアンワル・イブラヒムやリム・キッシャンら野党指導者と手を組む一方、ナジブ・ラザク首相の率いる統一マレー人国民組織（UMNO）は長年のライバルである汎マレーシア・イスラーム党（PAS）に接近している。政党間の関係は非常に流動的だ。

このダイナミックな政党システムの変化を把握することが、本章の目的である。一国のうちにある複数の政党は、相互作用を通じて全体としてひとつ

のシステムを形成している。社会のなかの多様な利益は、この政党システムを通じて集約され、公的意思決定の場に出される。したがって政党システムは、誰のいかなる利益が政策に反映されやすいのかや、政策の変わりやすさ、振れ幅など、政治過程のあり方と帰結を規定する。だから、ある国の政治の基本的な特性を知るには、その国の政党システムの様態を知ることが欠かせない。

マレーシアで2008年総選挙を境に政党システムが変化したのは、野党の議席が劇的に増えたためである。この選挙で野党が躍進できた理由については第3章（鷺田論文）で扱う。一方、本章が取り組む中心的な問いは、2013年総選挙の後しばらくして二大政党連合制が崩れ、政党間関係が流動化したのはなぜかという問題である。

これまでの研究は、2013年総選挙で野党が続伸したことを受けて、BN 優位の時代はすでに終わり、今後はBN とPR とが並び立つシステムが続くとみていた。Saravanamuttu (2015, 59) は、2008年総選挙が決定的分岐点となり、二大政党連合制が続く経路依存性が生じたとさえ述べている。

こうした見方の背景には、1990年代以降、野党連合・代替戦線の誕生などを契機として「新しい政治」が発展してきたという通念がある。Loh (2003, 279) は、旧来の民族志向 (ethnicism) に加えて開発主義や参加型民主主義への志向が育ち、それぞれの立場からの主張、競合が行われるようになった状況を「新しい政治」と呼んだ。2008年選挙を経てPR が台頭すると、民族利益の追求は古い政治、民族の垣根を越えた利益の追求が新しい政治とみなされるようになる。Yang Razali Kassim (2015, 25) は、2013年総選挙はBN が担う古い政治とPR がもたらす新しい政治との争いだったと主張した。一方を「新しい」、他方を「古い」と呼ぶレトリックは、新しいものが古いものにとってかわっていくはずだという予見を暗に含む。

しかし、このレトリックにはロジックがなかった。先行研究は二大政党連合制を堅牢なものとしてみていたが、堅牢さを支えるメカニズムや条件を明示しなかった。したがって、PR が瓦解して政党システムが流動化したいま、そ

うなった理由を先行研究の知見から導くことはできない。

一時は堅牢にみえた二大政党連合制が急速に不安定化したのはなぜか。この問いに取り組むにあたり、本章はまず、マハティール政権期とポスト・マハティール期の政党間勢力配置状況を把握する作業から始める（第1節）。最初に有効政党数の変遷をみて、政党システムの基本的な特徴を量的に把握する。この作業から、与党連合BNの加盟政党を別々の政党としてカウントした場合、マレーシアの政党システムはマハティール政権期から現在まで一貫して多党制であることがわかる。一方、BNをひとつの政党とみなした場合、「一党連合優位制から二大政党連合制へ」の変化が明瞭になる。この作業から、単独で突出した勢力をもつ政党が存在しないマレーシアでは、合従連衡のあり方が政党システムを決定的に左右することがわかる。つぎに、「一党連合優位制から二大政党連合制へ」の変化のなかで、もともとあった一党連合、すなわちBNにいかなる質的な変化があったかを検討する。そのための作業として、BNの内部における勢力配置（得票率、議席率、閣僚ポスト数等）の基本構造と変化をみる。この作業から、「1から2へ」という数のうえでの変化と並行して、BNの内部では「UMNOのヘゲモニー下で非ブミプトラ政党も得票率と同程度の比率の閣僚ポストを得るシステム」から「実質的なブミプトラ政党連合」へという質的な変化が生じていたことがわかる。

つづいて、PRがいかなる環境のもとで誕生し、どのような活動を行い（第2節）、いかにして瓦解したのか（第3節）を整理する。PRを結成したのは、アンワル元副首相が率いる人民公正党（PKR）、華人が主力の民主行動党（DAP）、イスラーム主義政党のPASの3党である。まずはPR結成当時の政治状況を振り返り、かれらが発表した文書を用いて基本政策を整理する。そのうえで、現地の新聞やインターネット・メディアの報道にもとづき、PRがいかにして瓦解したのか、その過程を跡づける。一連の作業を通じて、PRにおいてはとくにPASが政策面での妥協を強いられ、にもかかわらず2013年総選挙での党勢拡大に失敗したことからイスラーム主義に回帰して

DAP と対立したこと、その背景に PAS の宗教政策に対する UMNO の協力があつたことを示す。

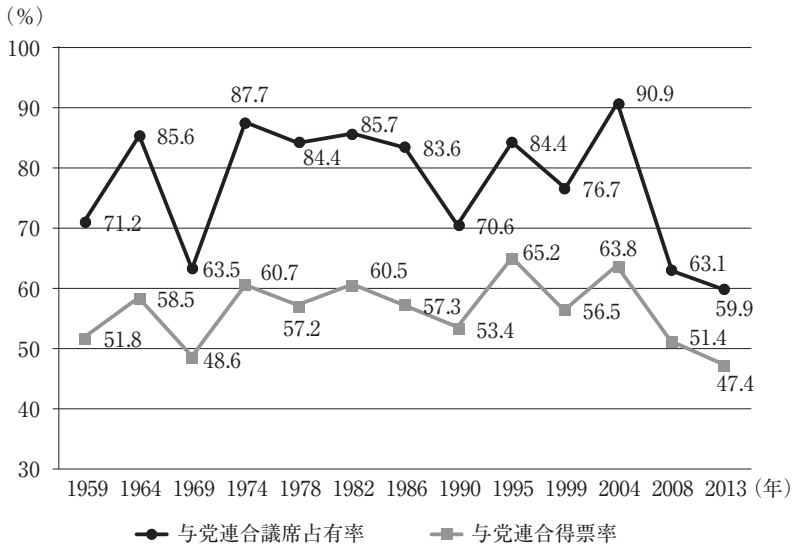
最後にここまでの考察を統合して、二大政党連合制がなぜ不安定化したのかを推察する（おわりに）。2 度の総選挙を経て、BN では非ブミプトラ政党の議席が著しく減少したため、UMNO にはかれらに配慮する動機が薄れると同時に、その余裕がなくなった。一方 PR の側では、PAS が政策面で妥協したにもかかわらずその議席は伸びず、DAP の勢力が拡大するなかで PAS の影響力のさらなる低下が見込まれた。2013 年総選挙によって生じた BN、PR 双方の内部における勢力配置の変化が、野党どうしを競わせることで自身の議席を守りたい UMNO と、政策的影響力を確保したい PAS のウラマー（宗教知識人）幹部の接近を促した。こうして最大民族のマレー人を代表する 2 党が与野党の垣根を越えて接近する事態が生じ、2 つの多民族政党連合からなる政党システムが不安定化した、というのが本章の結論である。

## 第 1 節 数値でみる政党間勢力配置の構造と変化（1982～2013 年）

マレーシアではこれまで一度も政権交代が生じていない。UMNO を中心とする与党連合は、独立からマハティール政権期までほぼ一貫して<sup>(1)</sup>、連邦議会下院議席の 7 割以上を保持してきた（図 2-1）。直近の 2013 年選挙は過去最低の成績となったが、それでもまだ、BN の議席占有率は 59.9% という高い水準にある。

政権交代がないことを重視すれば、マレーシアの政党システムは一党優位制ないし覇権政党制の事例とみなせる。この 2 つのタイプのちがいは民主主義か否かのちがいである（サルトーリ 2000）。かつて日本の自由民主党がそうであったように、長期間、特定の政党が自由で公正な選挙に勝ち続けているのが一党優位制である。一方、非民主的な法律や慣行があるために野党に勝ち目がない場合は覇権政党制である。マレーシアの場合、言論の自由や結社

図2-1 下院選挙における与党連合の議席占有率と得票率の推移



(出所) ECFM(1960)ならびにECM(1965; 1975; 1980; 1983; 1988; 1992; 1997; 2002; 2006; 2009; 2015)をもとに筆者作成。

(注) 1959年選挙, 1964年選挙, 1969年選挙についてはマレー半島部のみが対象。1969年選挙については本章の注1を参照のこと。

の自由に対する制約が厳しく、野党議員や市民団体幹部の逮捕も珍しくないため、政治体制は完全な民主主義とはいえない<sup>(2)</sup>。したがって、その政党システムは覇権政党制と評価するのが妥当といえる。

しかし、完全な民主主義ではないという点だけを重視して、マレーシアの政党システムはいまも昔も覇権政党制だと何の留保もなしに断定することには、少なくとも2つの問題がある。第1に、ポスト・マハティール期に生じた変化が把握できなくなってしまう。マレーシアの場合、州政府では政権交代があり、下院選挙でも閣僚がしばしば落選するなど選挙の競争性は高い。最近の政治体制論では、非民主制のなかでも民主主義に近い制度をもつ競争的権威主義の一例とされている (Levitsky and Way 2010)。選挙の競争性が高いからこそ、二大政党制が誕生したとメディアで報じられるような変化が生

じたのである。

第2に、どの政党がマレーシアの覇権政党なのかは、じつは自明なことではない。覇権政党制に関する比較政治学の文献では、歴代首相が所属するUMNOがマレーシアの覇権政党だとされるが(Brownlee 2007; Magaloni 2006), UMNOが下院の過半数議席を得たことは一度もない。マレー人の民族政党であるUMNOは、ほかの民族を代表する政党と連携して議会の多数派を構成してきた。独立当初からのUMNOのパートナーは、現在のマレーシア華人協会(MCA)とマレーシア・インド人会議(MIC)の2党<sup>(3)</sup>で、当時この3党は連盟(Alliance)という名の政党連合を形成していた。1963年にマレーシアが結成されると、連盟はサバ、サラワクの政党と連携し、1973年にBNへと改組・改名して現在に至る。

ただし、UMNOを覇権政党とみなすのは過誤であるともいえない。UMNOは、首相・副首相をはじめ、内相、外相、国防相、財務相<sup>(4)</sup>など重要閣僚ポストを占めているからである。したがって、覇権政党というレッテルをUMNOとBNのどちらに貼るのが正しいのかを問うてもはっきりした答えは出ないし、この問い自体があまり有意義ではない。重要なのは、選挙での投票がいかなるプロセスを経てUMNOの権力を増幅させてきたのか、また他の政党はどの程度の票とポストを得ているのか、ポスト・マハティール期にいかなる変化が生じたのかなど、BN内部の政党間関係の具体的なあり方を確かめることであろう。

そこで本節では、マレーシアの政治体制が完全な民主主義ではないということはいったん棚上げして、マハティール政権期とポスト・マハティール期における政党間勢力配置の状況を、有効政党数などいくつかの指標を用いて確かめる。

## 1. 有効政党数の変遷

図2-2は、議会における有効政党数と選挙における有効政党数の変遷を示

したものである。マハティール政権下で初めて行われた総選挙（1982年）から直近の総選挙（2013年）までを対象とした。有効政党数とは、政党間の勢力の差を勘案して政党の数を表現する指標である。もし2つの政党が議席を半分ずつ分け合っていたらそれはまさに二大政党制だが、一方の議席が全体の75%で他方の議席が25%の場合は二大政党制とは言い難い。このような差を勘案して政党数を算出するための代表的な指標が、Laakso and Taagepera (1979) のつぎの指標である。

$$N = \frac{1}{\sum_{i=1}^n p_i^2}$$

議会における有効政党数を計るなら  $p_i$  は政党  $i$  の議席占有率であり、選挙時のそれを計るなら  $p_i$  に各党の得票率を用いる。

たとえば、2つの政党が選挙に参加したものとしよう。両党の勢力が同一のとき有効政党数は、

$$N = \frac{1}{(0.5)^2 + (0.5)^2} = 2$$

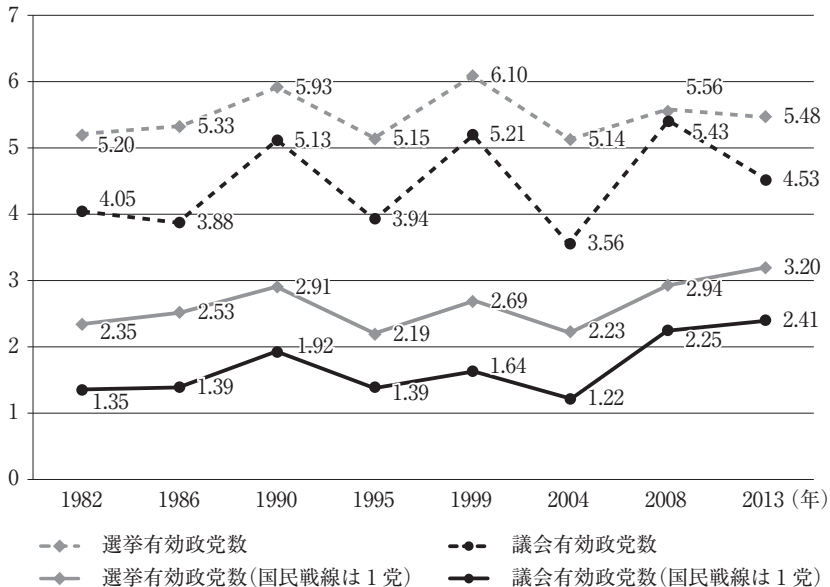
である。一方の政党が75%を占め他方が25%の場合、有効政党数は、

$$N = \frac{1}{(0.75)^2 + (0.25)^2} = 1.6$$

となる。本章では便宜的に、議席占有率を用いて算出した有効政党数を議会有効政党数、得票率を用いて算出した有効政党数を選挙有効政党数と呼ぶことにする。

図2-2が示すように、マレーシアの場合、BNの加盟政党をそれぞれ別々の政党として有効政党数を計算したときと、BNを1党として計算したときでは数値が大きく異なる。BN加盟政党を別々の政党とみるなら、マハティール政権期からポスト・マハティール期にかけて、マレーシアの政党シ

図2-2 マハティール政権期とポスト・マハティール期における有効政党数



(出所) ECM (1983; 1988; 1992; 1997; 2002; 2006; 2009; 2015) より算出。国民戦線加盟政党別の得票率と議席数はアジア経済研究所 (各年版)、新聞報道等を参照して算出した。

システムは一貫して多党制であった。議会有効政党数の最小値は3.56 (2004年)、最大値は5.43 (2008年) である。3党から5党までのシステムを限定的多党制、5党以上のシステムを極端な多党制とするサルトーリ (2000) の分類にしたがえば、この時期のマレーシアは2つのタイプのあいだを行き来していたということになる<sup>(5)</sup>。

有効政党数は、選挙制度と社会的亀裂のあり方との組み合わせによって決まる (粕谷 2014; Cox 1997; Chhibber and Kollman 2004)。マレーシアの選挙制度は、1人区制で最多得票候補が当選するという、イギリスと同じルールである (単純小選挙区制)。この制度は政党の数を減らす効果をもち、二大政党制をもたらしやすいといわれるが (Duverger 1954; 1986)、言語や宗教、部族などによって社会が多数の集団に分断されている場合は多党制になりうる。マ



レーシアやインドがその例である。

単純小選挙区制は二大政党制を生むとは限らないものの、多くの死票を出し、議会における有効政党数を下げる効果をもつ。その効果は、選挙有効政党数と議会有効政党数との差として表れる。BN加盟政党を別々の政党としてみた場合、議会有効政党数は選挙有効政党数の81.1%に圧縮されている(対象期間の平均値)。

さきほど図2-1でみたように、2008年総選挙以降、与党連合であるBNの得票率と議席占有率は急速に低下している。しかしBNを別々の政党としてみると、議席占有率と得票率のどちらで計っても、有効政党数には2004年総選挙までと2008年総選挙以降とのあいだにはっきりした傾向のちがいが無い。与野党のあいだで票や議席が大きくスイングしても、それが有効政党数の変化に直結しないのである。マレーシア社会は民族的な多様性に富み、それが政治に色濃く反映されている。与野党間の票の移動が有効政党数にあまり影響を与えないという事実は、与野党のどちら側にも、ひとつの政党が包括政党として台頭しづらい環境があることを示している<sup>(6)</sup>。

ただしBNは恒常的な政党連合であり、議会の議決ではつねに与党としての規律が保たれ、選挙ではすべての選挙区で統一候補を擁立していることから、加盟政党を別々の政党とみるのではなく丸ごとひとつの政党として数えるのが適切とも考えられる<sup>(7)</sup>。

BNをひとつの政党としてみると、2004年選挙までの一党優位の状況が鮮明に浮かび上がる。議会有効政党数は、おおむね1.3程度で推移してきた。1990年選挙では1.92と例外的に高い数値になったが、これはおもに、前年にUMNOが分裂したこと、選挙の直前にサバ統一党(PBS)がBNから脱退したことによるものである。このときほどではないが、1999年選挙の際も1.64と例外的に高い数値となった。これは、人気の高かったアンワル副首相が前年に解任・逮捕されたことなどによってUMNOが大きく議席を減らしたことによるものである。

BNを1党とみなすと、2004年選挙までと2008年選挙以降でははっきりし

た傾向のちがいがあある。2008年選挙では、議会有効政党数（2.25）と選挙有効政党数（2.94）のどちらも過去最大の値となった。2013年選挙ではそれをさらに上回り、選挙有効政党数は3.20、議会有効政党数も2.41まで伸びた。図2-1でみた与党後退・野党躍進を反映した数値である。DAPとPKR、PASの3党が構成するPRをも1党とみなすと、2008年の議会有効政党数は1.87、2013年のそれは1.92と、二大政党制と呼びうる数値になっている<sup>(8)</sup>（選挙有効政党数は2008年に2.04、2013年は2.07）。

またBNを1党とみなす場合、別々の政党とみなした場合に比べて選挙有効政党数と議会有効政党数との乖離が大きくなる。対象期間を平均すると、議会有効政党数は選挙有効政党数の63.7%に圧縮されている。与党各党は、政党連合を形成することで票を効率的に議席に転換してきたのである。

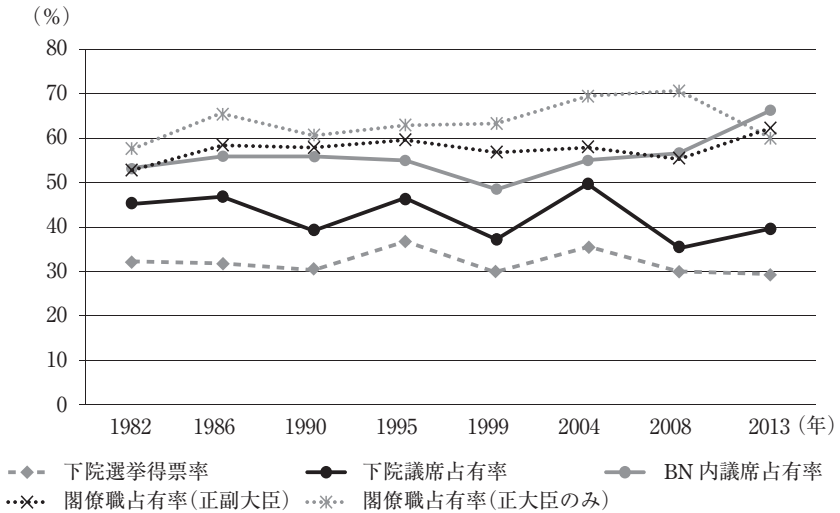
## 2. BN内部の勢力配置

では、単純小選挙区制がもたらすこの効果を、より多く享受してきたのはどの党だろうか。また、ポスト・マハティール期に入って一党連合優位が崩れるなかで、どの党が割を食うことになったのだろうか。以下では、BN加盟政党を（1）UMNO、（2）非プミプトラ3党（MCA、MIC、グラカン）、（3）サバ・サラワクの地方政党、の3つのグループに分けて、マハティール政権期とポスト・マハティール期におけるBN内部の勢力配置を確認する。

図2-3は、下院選挙におけるUMNOの得票率と議席占有率、BN議席に対するUMNOのシェア、ならびにUMNOの閣僚職占有率の変遷を示したグラフである。一見して、UMNOが得票を効率的に政治職に転換してきたことがわかる。

選挙での得票率は、1995年選挙と2004年選挙では例外的に35%を超えたが、その他の選挙では30%前後だった。対して議席占有率は、最低でも35.6%（2008年）、最高で49.8%（2004年）を記録し、つねに得票率より高い。この期間の平均値をとると、UMNOの議席占有率は得票率より10.6ポイント高い。

図2-3 UMNO の勢力の変遷 (1982~2013年)



(出所) 得票率と議席占有率については図2-2に同じ。閣僚職占有率については新聞報道にもとづく。

ただし、前述したとおり UMNO が単独で下院議席の過半数を得たことはない。

UMNO の議席は単独で政権をとれるほどには及ばないが、与党連合の主導権を握るには十分なサイズといえる。BN の内部で UMNO の議席が占める割合は、おおむね50%台半ばで推移してきた。50%を割ったのは1999年選挙(48.6%) のときだけである。この選挙では、アンワル副首相解任・逮捕の影響などにより UMNO が苦戦したが、MCA など非プミプトラ政党は好調を維持した。逆に2013年選挙では、MCA とグラカンが惨敗する一方、UMNO の成績は持ち直したため、UMNO のシェアは66.2%とこれまでになく高くなっている。

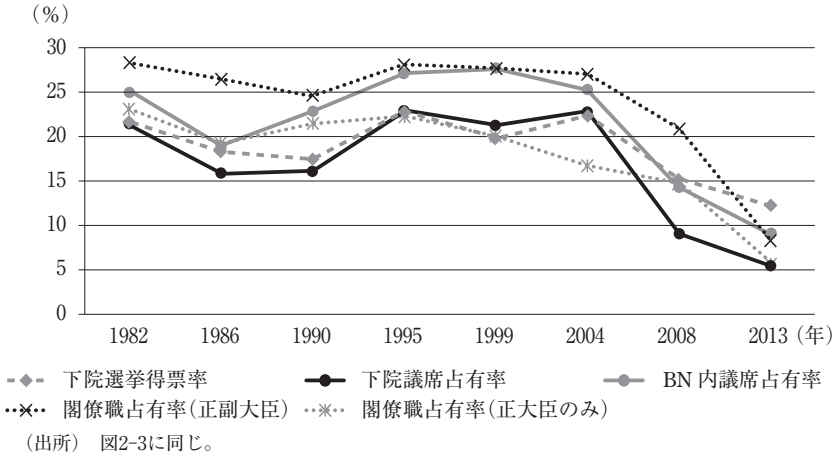
閣僚ポストについてみると、正副大臣ポストの総計に対する UMNO のシェアは、マハティール政権期からポスト・マハティール期に至るまで、おおむね50%台で安定的に推移してきた。これは、与党連合内における

UMNO の議席シェアとほぼ同水準か、やや高い値である。1999年選挙の際は議席シェアが下がったにもかかわらず、執政職のシェアは維持された。正大臣ポストに限ると UMNO のシェアはさらに高く、6割弱から7割に及ぶ。とくにアブドラ政権期（2004年、2008年）の数値が高い。鷺田（2015）の計量分析によれば、首相の在任期間が短く、首相と同じ州から選出された UMNO 議員が少ないときほど、UMNO が得る正大臣ポストのシェアが高くなる傾向がある（対象期間は1971年から2013年）。新任首相や地盤の小さい首相は、資源配分にあたり、連立パートナーとの関係強化よりも自党からの要求の充足を優先せざるをえないのだと考えられる。アブドラの場合にはまさに、在任期間が短く、小さいうえにマレー人が少ないペナン州の出身のため子飼いの議員が少なかった。そのため、党内支持基盤を固めるための資源として閣僚ポストを使わざるをえなかったのだろう<sup>9)</sup>。

平均的にみると、マハティール政権期とポスト・マハティール期を通じて UMNO は、3割強の得票率で議席の4割強を得、与党連合内部では55%程度の議席シェアをもつ過半数勢力として君臨してきた。正副大臣ポストのシェアは与党連合内の議席シェアと同水準、正大臣職に限れば6割から7割を UMNO が占めてきた。BN を通じて UMNO は、選挙での支持を効率的に議席に転換し、さらには議席に対して過大な執政ポストを得てきたのである。UMNO のヘゲモニーは、このような仕組みを通じて成り立っている。

つぎに非ブミプトラ3党（MCA, MIC, グラカン）のデータをみると、UMNO とは対照的に、票を効率的に議席に結び付けることができていないことがわかる（図2-4）。1982年選挙以降、議席占有率が得票率を1ポイント以上上回ったのは1999年選挙だけで、ほかの選挙ではほぼ同じか、議席占有率が得票率よりも低かった。とりわけポスト・マハティール期に入ってから票を議席に転換する効率が著しく悪化しており、2008年選挙では得票率15.1%に対して議席占有率9.0%、2013年選挙では得票率12.2%に対して議席占有率5.4%であった。図2-1でみたように BN 全体としてはつねに得票率より高い議席占有率を得てきたが、非ブミプトラ3党は受益者ではなかったの

図2-4 非ブミプトラ3党（MCA, MIC, グラカン）の勢力の変遷（1982～2013年）



である。

票と議席のギャップがUMNOと、のちにみるサバ・サラワクの地方政党にのみ有利に働いているのは、農村部の選挙区がこれらの政党に割り当てられ、かつ農村部が過大代表されているからである (Lee 2015; Lim 2003; Rachagan 1987; 1992; 1993)<sup>10)</sup>。非ブミプトラ3党は登録有権者数の多い都市部の選挙区をおもに担当しているため、得票数に対して少ない議席しか得られない。票と議席のギャップをもたらず一票の格差が、とくに近年、野党だけでなく与党の非ブミプトラ3党にも不利に働いているのである<sup>11)</sup>。

マハティール期からポスト・マハティール期にかけての変化をみると、非ブミプトラ3党の選挙での成績はUMNOに比べて変化の幅が大きい。得票率については、マハティール政権期から2004年選挙までのあいだ、好調時には22%前後、不調時には17%から18%で、変動幅は同時期のUMNOのそれと大差ない。しかし1986年選挙と1990年選挙では票の減少幅より議席の減少幅が大きく、この3党が構造的に不利な状況におかれていることがわかる。3党の得票率は、2008年選挙では15.1%に低下した。この値は、マハティール政権下での最低値である1990年選挙の数値(17.4%)と比べれば2ポイント

トあまりしかちがわない。ところが、1990年選挙での3党の議席占有率が16.1%だったのに対し、2008年選挙では前述のとおり9.0%まで落ち込んだ。票と議席のギャップを生む制度のもと、得票率16%から18%のあたりに非ブミプトラ3党にとっての分水嶺があり、この数値を超えることができれば、連立パートナーを有利にする制度が3党には大きな不利益をもたらすようだ。

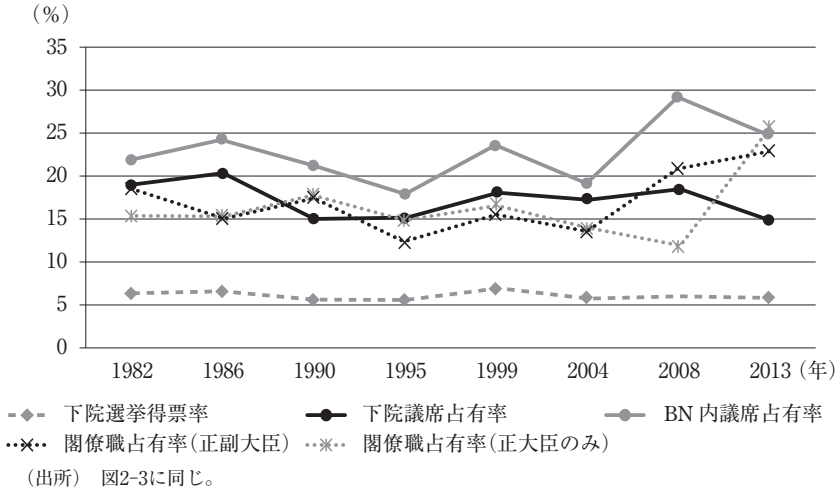
BN内部における3党の議席のシェアは、マハティール政権期から2004年まではおおむね4分の1前後で推移しており、2割を切った1986年選挙(18.9%)は例外だった。ところが2008年選挙以降は2度続けて激減し、2013年選挙では1割を割った(9.0%)。

閣僚ポストのシェアは、正副大臣の合計ではUMNOの場合と同様にBN内の議席シェアと同水準のことが多い。1986年選挙や2008年選挙のように議席シェアが急落したときには閣僚ポストのシェアも下がるが、下げ幅は抑制されてきた。ただし2013年選挙については、前回選挙よりも成績が悪ければ入閣を辞退するとMCAとグラカンの執行部が事前に公約したため、新内閣はもっぱらUMNOとサバ・サラワクの政党で構成される「ブミプトラ内閣」の様相を呈した。その後MCAとグラカンでは執行部が交代し、MCAのリャオ・ティオンライ総裁、グラカンのマー・シュウキョン総裁らが入閣したため、2016年末時点で3党のシェアは18.3%になっている。

正大臣に限ってみると、非ブミプトラ3党のシェアはBN内の議席シェアを下回っており、1990年選挙以降はその傾向が顕著である。前述のように正大臣のポストはUMNOの取り分が多く、非ブミプトラ3党が割を食っている。

このように、非ブミプトラ3党はUMNOに比べて不利な立場におかれている。それでも得票率と閣僚ポストのシェアとを比較すると、2党が自ら入閣を拒んだ2013年選挙を除けば、正副大臣の合計では閣僚ポストのシェアが得票率より平均で6.5ポイント高く、正大臣に限ると2つの数値はほぼ同一であった。すなわち非ブミプトラ3党の支持者は、その勢力に比例する分よ

図2-5 サバ・サラワクの地方政党の勢力の変遷（1982～2013年）



りもやや多い数の代表を閣内にもっていたのである。

最後にサバ・サラワクの地方政党についてみると、得票に対して著しく過大な議席を得ている。得票率は6%前後で推移しているが、議席占有率は15%前後から20%に達しており、平均で得票率の2.8倍にも及ぶ。このように極端なギャップが生じるのは、サバ州とサラワク州がマレー半島部の諸州に比べて過大代表されているからである。これは、1963年にサバ、サラワクとシンガポール<sup>12</sup>がマラヤ連邦とともにマレーシアを結成した際、両州への配慮からとられた措置であり、この措置が憲法規定(161E条)によって維持されてきた。

一方で、サバ・サラワクの政党への閣僚ポスト配分は少なく、閣僚ポスト占有率はBN内部における議席のシェアをつねに下回っている。これは両州の政党がいずれも州内にのみ組織をもつ地方政党であり、党首を含む幹部の多くが州政権の運営に携わっていることによる。

変化に着目すると、マハティール政権期には1990年選挙を境に議席占有率が目立って低下している。これは前述のように、この選挙の直前にPBSが

BNを脱退したことによるものである。PBSの脱退を受けて、1995年総選挙ではUMNOがサバに進出した。一方、サラワクにはおもにマレー・ムスリムの利益を代表する政党として統一ブミプトラ伝統党(PBB)が存在するため、UMNOはいまでも同州には進出していない。

ポスト・マハティール期については、やはり2008年選挙での変化が目立つ。この選挙ではUMNOと非ブミプトラ3党が苦戦したため、与党連合におけるサバ・サラワクの地方政党のプレゼンスが急速に高まった。続く2013年選挙では両州でも野党が伸びたが、それでも依然として、与党にとってサバ・サラワクの政党の重要性は高い。2008年選挙、2013年選挙ともに、マレー半島部ではBNの議席が85、PRの議席が80と与野党が伯仲しており、サバ、サラワクの政党が連立の相手を変更すれば政権交代が実現する状況が続いている。重要性の高まりを反映して、2008年選挙からサバ・サラワクへの閣僚ポスト配分が増えている。

以上のように、マハティール政権期からポスト・マハティール期の政党システムは、政治体制が完全な民主主義ではなく政権交代がないことを重視すれば覇権政党制とみなせるが、見方によっては一貫して多党制ともみなせる複雑なものであった。多党制を生み出すような社会構造のもとで、民族政党が寄り集まって政党連合を組むことで「一党連合優位」の状況が生まれた。この仕組みのもと、一票の格差の恩恵を受けるUMNOのヘゲモニーが実現する一方、華人やインド人の利益を代表する政党も得票率に相当する数の閣僚ポストを得、サバ州とサラワク州からは人口に比して過大な数の議員が選ばれてきた。

変化に着目すると、マハティール首相の退任から半年足らずのうちに実施された2004年選挙は、マハティール政権期の傾向を引き継いだものであった。アブドラ政権の実績を、事実上はじめて問う選挙となった2008年選挙では、一党連合優位が崩れ、「権威主義体制下の二大政党連合制」という珍しい状況が生まれた。BNの側でとくに多くの議席を失ったのは非ブミプトラ政党であり、この傾向は2013年選挙でも続いた。権威主義体制下での「一党連合



優位制から二大政党連合制へ」の変化と、それと裏表の関係にある非ブミプトラ与党の劇的な勢力退潮が、ポスト・マハティール期の政党システムの特徴といえる。

次節からは、二大政党連合制をもたらしたPRの成り立ちと、その崩壊のプロセスを振り返る。

## 第2節 人民連盟（PR）の成り立ちと活動（2008年選挙から2013年選挙まで）

### 1. PRの成り立ち

2008年3月8日に実施された第12回総選挙では、下院選挙（定数222）で野党のPKRとDAP、PASがそれぞれ31議席、28議席、23議席を獲得し、3党合計での議席占有率が36.9%に達した。野党第1党となったPKRはブミプトラと非ブミプトラの双方で構成される民族横断政党だが、DAPは事実上の非ブミプトラ政党、PASはほぼマレー人のみで構成されるイスラーム政党であり、民族、宗教がからむ問題では3党間に大きな立場の隔りがある。それでも総選挙から3週間後の4月1日、3党はPRを旗揚げし、BNとPRとが並び立つ二大政党連合制が成立する。

二大政党制とは、通常、全国レベルの政党システムのありようを指すことばだが、マレーシアで二大政党連合制が成立するうえでは国政選挙以上に地方選挙が重要だった。下院選挙と同時に実施された州議会選挙において、主要野党が連立すれば政権を獲れるという状況が複数の州で生じ、かつては激しく対立していた野党どうしが連携する誘因になったからである。

このときの州議会選挙では、クランタン、クダ、ペナン、ペラ、スランゴールの5州でBNの議席が過半数に満たなかった。クランタンではPASが単独で過半数議席を得ていたが、クダではPASとPKRが連立すれば過半

数、ペナンでは DAP と PKR が連立すれば過半数、ペラとスランゴールでは 3 党が連立すれば過半数に達するという状況であった。

州の執政官は、スルタン制がある 9 州では統治者（スルタン）、それ以外の 4 州<sup>13</sup>では知事によって任命される。統治者ないし知事は、まず、自身の判断によって「過半数の議員の信任を得られるであろう議員」を州首相<sup>14</sup>に任命し、つぎに州首相の助言にもとづいて執政評議会の委員を任命する<sup>15</sup>。執政評議会は州の内閣に、その委員は大臣に相当する。このような手続きであるため、選挙後に連立政権を形成しようとする政党は、誰を州首相にするかについて早急に合意する必要がある。

選挙の直後から 3 党は連立のための協議を開始し、原則、3 党のうちの最大党派から州首相を出すことで短期間のうちに合意した。もともと PAS が州政権を握っていたクランタン州では引き続き同党のニック・アジズ・ニック・マットが州首相を務める。同じく PAS が第 1 党となったクダ州では、同党のアジザン・アブドゥル・ラザクが州首相に就任した。一方、ペナン州議会では DAP が半数近くの議席を獲得し、同党のリム・ガンエン書記長が州首相となった。スランゴール州では、3 党のうちもっとも多くの議席を得た PKR の幹事長アブドゥル・カリド・イブラヒムが州首相になった。

唯一の例外はペラ州である。3 党のなかの最大勢力は DAP だったが、ペラ州王室は PAS のモハマド・ニザール・ジャマルディンを州首相に指名した。DAP から州首相が選ばれなかったのは、スルタン制のある 9 州では、「マレー人でイスラーム教徒」(of the Malay race and professes the Muslim Religion) である人物しか州首相に任命できないと州憲法で規定されているからである。ペラの DAP にはマレー人議員がいなかった。DAP の指導者は一時、ペラ王室の判断に抗議したが、まもなく抗議を撤回し、選挙の 9 日後にはモハマド・ニザールが州首相に就任して決着した<sup>16</sup>。

これらの連立合意が速やかに成立したのには訳がある。3 党はそれぞれ独自のマニフェストを掲げて別々に選挙を戦っていたものの、水面下では不戦協定が結ばれていたのである。選挙の 1 年前にあたる 2007 年 3 月、PAS の精

神的指導者であり党の意思決定に強い影響力をもつニック・アジズが、つぎの選挙で DAP と共闘する可能性を示唆した<sup>17)</sup>。その5カ月後には、PKR のワン・アジザ・ワン・イスマイル総裁が、候補者を一本化することで同党と PAS, DAP が合意したと述べた<sup>18)</sup>。選挙運動を別々に行っていたので目立たなかったが、翌年の総選挙で3党は、マレー半島部の下院選挙区165区、州議会選挙区445区において、候補者調整をほぼ完遂していた<sup>19)</sup>。この選挙で初当選を果たした DAP 所属の下院議員リュウ・チントンによれば、3党間の協議において、候補者を一本化しつつ選挙運動は各自で行うのが議席を増やすうえで得策との判断がなされたのだという<sup>20)</sup>。

野党が候補者調整を実施するのはこれが初めてではなかった。野党間協調は、1990年代から断続的に行われてきた。1990年総選挙の際には、UMNO 非主流派が新たに結成した46年精神党<sup>21)</sup> (S46) を仲立ちに、同党と DAP, PAS の候補者調整が実現した。このときは、S46が PAS ほかもレー人政党3党とムスリム共同体統一戦線 (APU) を組み、他方で DAP や左派の民族横断政党であるマレーシア人民党 (PRM) など4党と「人民の力」を構成した (Khong 1991, 8-12)。PAS と DAP のあいだには宗教政策に関して大きな選好の隔たりがあったが、中間派の S46 を介して間接的な協力関係が成立したのである。

1999年総選挙では一步踏み込んで、PAS と DAP が初めて直接手を結んだ。このとき仲介役となったのは、PKR の前身・国民公正党である。3党は PRM とともに「代替戦線」を結成し、候補者調整を実施したのに加え、統一公約を掲げて選挙に臨んだ。この統一公約は、加盟政党間で隔たりのある宗教政策には言及せず、首相任期の制限 (2期まで) や報道の自由化、所得税免除枠の拡大、最低賃金制度の導入など、4党の利害が一致する政策を盛り込んだものであった (Barisan Alternatif 1999)。2001年には宗教政策をめぐる対立が先鋭化して DAP が代替戦線を脱退したが、2004年総選挙での惨敗を経て、PAS, DAP とともに中道、穏健路線を模索しはじめた<sup>22)</sup>。2008年総選挙における3党間の候補者調整と州レベルでの連立政権樹立、PR の旗揚げ

は、こうした歴史のうえに実現したものであった。

## 2. PR の活動

PR は、結成から2013年総選挙までの5年間、大過なく州政権を運営した。この間も宗教政策やブミプトラ政策をめぐる対立が間欠的に表面化したものの、それが激化することはなかった。州レベルとはいえ、PAS と DAP がともに政権運営に参画し、政権党としての任務を1期まっとうしたことが、PR と過去の野党協調との決定的なちがいである<sup>23</sup>。

ただしペラ州では、2009年2月にPKR所属州議会議員2人とDAP所属議員1人が離党し、無所属議員としてBN支持に回ったため、BNが州政権を奪還している<sup>24</sup>。この政権交代は、一部のPR議員がBNの多数派工作に屈したために生じたものであり、イデオロギー対立のためにPR政権が瓦解したわけではない。この一件が教訓となり、DAPが主導するペナン州議会は2012年11月に議員の任期中の離党を禁じる州憲法改正法案（Anti-hopping Bill）を可決した。この州法は翌年2月に施行され、同州では州議会議員が離党したら失職するというルールが導入された<sup>25</sup>。

州政権を獲得したことで地方政府の運営に携わることになったのは、州首相や執政評議会の委員だけではない。市などの地方自治体の幹部にもPR加盟3党の党員が登用された。マレーシアの地方自治体はイギリスのカウンシル制度をモデルにしており、「議会が自治体という位置づけ」（齋藤1998, 157）にある。地方議会（local council）は地方自治体における意思決定の最高機関であり、議長が首長である。議員は、独立前後の時期には選挙で選ばれていたが、地方自治体選挙は1965年に停止され、以降、議員・議長ともに州政府によって任命されている。つまり州議会選挙を制した政党は、州内にある地方自治体の首長と議員の任命権をも手中に収めたことになるのである。たとえばスランゴール州の場合、12の地方自治体に合わせて288の議員ポストがあり、2016年初頭の時点では120議席がPKRに、92議席がDAPに、67

がPASに配分されていた<sup>26)</sup>。5つの州議会を制したことで、3党合わせて数百人の地方幹部が、連立パートナーと協力して自治体を運営する経験を積んだのである。

一方、国政においては、2008年3月の総選挙後しばらくのあいだ、PRはBNから議員を引き抜いて政権交代を実現しようと画策する。のちにBNがペラ州で仕掛ける工作を、中央政界を舞台にPRが仕掛けていたのである<sup>27)</sup>。9月半ばまでの政権交代をめざした多数派工作が不首尾に終わると、PRは与党に対抗して独自の予算案を策定・公表するなど、野党としての活動に専念することになった。

翌2009年の12月、PRは第1回大会を開催する。各党から500人ずつ、計1500人を集めたこの大会で、3党は共同政策綱領を発表した<sup>28)</sup>。それは四大項目、すなわち(1)透明性ある真の民主主義、(2)高度で持続可能かつ公平な経済の推進、(3)社会的公正と人間開発、(4)連邦-州関係と外交政策、のもとに具体策を列記した包括的な政策パッケージである。

共同政策綱領(Pakatan Rakyat 2009)の特徴を、ここでは4点指摘したい(詳しくは章末の資料2-Aを参照)。第1の特徴は、民族間関係を規定した憲法条項の遵守を明記し、PRが「護憲派」であることを示した点にある。連邦憲法は、イスラームを国教、マレー語を国語と定め、マレー人とその他の先住民の「特別の地位」を認めている。一方で憲法は、宗教や人種による差別を禁じ、信仰の自由、マレー語以外の言語の使用、教育、学習の権利を保障している。これらの規定は独立期の政治過程から生まれたものであり、当時のUMNO-MCA-MIC連盟の合意にもとづく。「独立協約」とも呼ばれるこの憲法規定を、PRの側でも遵守すると宣言したのである。国家-社会関係を大きく変えることはないと最初に宣言することで、野党が政権を獲ったら何をするかわからないという、有権者が政権交代に抱く不安を払拭するのがひとつの狙いであろう。

では、PRの政策はBNの政策とどうちがうのか。第2の特徴として指摘できるのは、共同政策綱領の全体に通じる強い平等志向である。所得格差、

地域間格差（州間、半島部-サバ・サラワク間）、ジェンダー格差への対策が多く盛り込まれたほか、青年層向けの職業訓練や住宅政策、高齢者向けの年金政策、農村向けの教育支援策など、社会各層のニーズに合わせた支援策も提示された。

第3の特徴は、ガバナンス改革への志向である。これには、政治制度改革と汚職対策の2種がある。政治制度改革としては、抑圧的法律の廃止、司法の信頼性回復、連邦議会の強化など、汚職対策としては、議会による反汚職委員会（MACC）の監視、国家オンブズマン局の創設、入札制度の改革、警察改革があげられている。民主化と汚職撲滅は、従来から野党が前面に打ち出してきたアジェンダである。

これらに加えて、この政策文書に「何が欠けているか」という点を第4の特徴として指摘したい。政府の政策と比べたとき、具体的なプミプトラ支援策とイスラーム振興策を欠いているのがこの文書の特徴である。「ニーズにもとづく格差是正策」が再分配政策や教育支援策の基本方針に掲げられており、特定のエスニック集団をターゲットとする支援策は一切ない。イスラーム政策としては、巡礼基金などの経営強化が謳われているのみである。宗教政策としてむしろ、民事法（civil law）とイスラーム法（syariah law）の重複の解決や、信仰の場と埋葬用地の確保など、非ムスリムのニーズを意識した施策が目立つ。

あらためて簡単にまとめると、国がよってたつ基本理念・制度は変えず、ガバナンスを改善し、民族や宗教にはこだわらずに庶民のニーズに合わせた政策を実施する、というのが共同政策綱領で示された方針である。その後のPRの政策は、この方針に則して組み立てられていく。2010年12月の第2回大会で採択された政策文書「いま変革を、マレーシアを救え！」（通称「オレンジ本」）では、共同政策綱領を実行に移すうえでとくに重視する領域としてつぎの8項目が掲げられた。(1) 国家機関の解放、(2) 公正な所得分配を通じた繁栄、(3) 可処分所得の増額、(4) 政府の可視化による国民への権限付与、(5) 教育と教育者の重視、(6) 大学改革、(7) 汚職取締、(8) 対等な

パートナーとしてのサバ・サラワク (Pakatan Rakyat 2010)。2013年総選挙の統一公約「人民のマニフェスト」(Pakatan Rakyat 2013)は、産業振興策や公共交通整備計画なども含むより包括的な政策パッケージになったが、やはり共同政策綱領の基本方針に沿った内容であった。

野党である以上、こうした政策をPRが主体的に実施することはできない。しかしPRが掲げた政策の一部は、BN政権、とりわけ初期のナジブ政権によって実施されることになった。ナジブ政権が取り組んだ下位40%の家計をターゲットとする再分配政策(本書第6章参照)や国内治安法廃止などの法制度改革(第4章参照)は、あきらかにPRの政策を意識したものである。くわえて、連邦議会に選挙制度改革案を討議する特別委員会が設置され、消えないインクの使用などの改革が実現したことは、PRと市民社会組織による共闘の成果といえる(第5章参照)。

以上のようにPRは、2008年選挙からの5年間、州政府と地方自治体の運営を通じて実務能力を証明し、国政においては少数派ながらも訴求力のある代替政策を示して政府の政策に強い影響を与えた。これらの実績が二大政党連合制の誕生を印象づけ、政権交代への期待を生み、2013年の下院選挙でPRがBNを上回る票を獲得するという結果につながったのだと考えられる。

### 第3節 政党間関係の流動化(2013年選挙以降)

#### 1. PRの瓦解、希望連盟(PH)の旗揚げ

2013年5月の第13回総選挙において、PRは前回に比べ7議席増の89議席を獲得し、議席占有率は40.1%に達した。ただし内訳をみると、DAPが前回比10議席増となる38議席を得た一方、PKRの獲得議席は1議席減の30、PASの議席は2議席減って21となった。PR内部の勢力図が大きく変わったのである。州議会選挙では、クダ州を失い、ペラ州政権の奪回にも失敗して、

PR 政権が続いたのはクランタン、ペナン、スランゴールの3州のみになった。前回選挙後、クランタン、クダ、ペラの3州でPASから州首相が選ばれていたことをかんがみれば、州議会選挙についてもPASの勢力後退が目立つ。

PRにおいて従属的な立場におかれたPASは独自の政策を追求しはじめ、DAP、PKRとの対立を厭わぬようになる。そして本章の冒頭に記したように、総選挙の2年後にはPRの解体に至る。

PRの内部対立の引き金となり、解体の根源的理由ともなったのがハッド刑<sup>29)</sup>の問題である。ハッド刑とは、「クルアーンまたはハディースに言及され、その量刑を変えることができないイスラーム刑法上の身体刑」(森2002)であり、姦通罪と姦通についての中傷罪、飲酒罪、窃盗罪、追いはぎ罪が対象となる。これらの犯罪に対し、既婚者の姦通罪なら石打ちの刑、窃盗罪なら手足の切断などと処罰が決められている。1970年代以降、イスラーム世界においてシャリーア(イスラーム法)の実施を求める動きが強まるなかで、ハッド刑を施行することの意義が強調されるようになった(遠峰1982)。

PASにとってシャリーアにもとづく統治体制の確立は、結党以来の党是である。1990年総選挙で12年ぶりにクランタン州政権を奪取した際、PASは同州においてハッド刑を実施するための法案を上程し、州議会がこれを可決した<sup>30)</sup>。この州法、1993年シャリーア刑法IIは、公布されたものの施行には至らなかった。連邦憲法(第9付則)において、刑法の立法権は連邦政府の管轄事項と定められているためである。

ハッド刑を実施するための法律は存在するが施行できないという状況は、今日まで続いている。PASは長らく、現状維持を許容しているようにみえた。第13回総選挙の半年前にあたる2012年11月の党総会では、アブドゥル・ハディ・アワン総裁(以下ハディ総裁)が、PASとDAPはハッド刑の施行について「合意しないことに合意している」と述べた。この発言は、前日のウラマー部会(Dewan Ulama)総会でハルン・タイプ部会長が、PASが議会の過半数を制したらハッド刑を含むシャリーアを実施することでPRは合意して



いると述べたことへの対応である<sup>61</sup>。ハディ総裁自身もウラマーであるが、このときはDAPとの関係や選挙への影響をおもんばかってハッド刑問題の争点化を回避しようとしたのだと考えられる。

ところが、2013年5月の総選挙から半年ほどが過ぎると、状況は大きく変わっていく。決定的な転機になったのが、隣国ブルネイの動きである。2013年10月22日にブルネイのハサナル・ボルキア国王は、6カ月以内にハッド刑を実施すると発表した。そして実際に、2014年4月22日にハッド刑実施のための法律が施行された<sup>62</sup>。ブルネイの動きはクランタン州政府高官を刺激した。州首相のアフマド・ヤコブは、ブルネイの発表を受けてハッド刑の実施に対する自信を深めたと述べ、まもなく州副首相のモハマド・アマル・ニック・アブドラが、ハッド刑に関する州の技術委員会の初会合を2014年の年初に開催すると発表した<sup>63</sup>。この委員会は、形式的には2年以上前に発足していたものの事実上休眠状態にあった。だがこの時期を境に、1993年シャリーア刑法Ⅱの施行に向けた準備の担い手になっていく。

ハッド刑を実施するためには憲法改正が必要というのが、これまでの定説だった。ところがクランタンのモハマド・アマル州副首相らは、1993年シャリーア刑法Ⅱの施行には憲法改正は不要だと主張した<sup>64</sup>。かれらは、連邦議会がその管轄事項を州議会に移管する権限をもつことを定めた連邦憲法76条A(1)を根拠に、連邦議会の過半数の賛成で州の立法権を拡大できると考えていたのである<sup>65</sup>。州副首相は、1993年シャリーア刑法Ⅱの施行に必要な連邦法の改正を、2014年末までに議員立法によって実現するとの見通しを述べた<sup>66</sup>。

クランタン州政府は、法律の整備に加えて刑執行の準備にも着手した。モハマド・アマル州副首相は、ハッド刑実施のための技術委員会の委員長でもあり、手足の切断は外科医が行うと述べた。この発言に全国医師会の会長が反発すると、四肢切断はそのための専門家が行うとの方針を技術委員会が示し、イスラーム法の運用を司る州のムフティー<sup>67</sup>がこれを追認した<sup>68</sup>。

クランタン州政府の動きを、党中央も支持した。2013年11月の党総会期間

中にハディ総裁は、1年前とは真逆の態度を示す。クランタン州政府のハッド刑実施計画を党が総力を挙げて支援することを承認し、DAPの意向にかかわらずハッド刑を実施する、UMNOと協議する用意があるなどと述べたのである<sup>39)</sup>。これ以降ハディ総裁は、DAPと対立し、UMNOと協調してでもハッド刑の実施をめざすという態度をはっきり示ようになっていく。

2014年12月14日、クランタンのアフマド州首相は、1993年シャリーア刑法IIを改正するための臨時議会を同月29日に開催すると発表した。アフマドはこの法改正について、クランタン州でハッド刑を実施するための議員立法案を連邦議会に上程する手続きの一環だと説明した<sup>40)</sup>。

一方DAPは、ちょうどこの日に年次総会を開催しており、ハッド刑実施に反対することを決議していた。リム・ガンエン書記長は、PRはつぎの総選挙で勝ってもハッド刑を実施しないと宣言すべきだと述べた<sup>41)</sup>。

このころ、マレー半島の東岸部を中心に大雨が続いており、クランタン州では大規模な洪水が発生した。そのため同州政府は臨時議会の召集を見送り、3カ月後の2015年3月18日に1993年シャリーア刑法IIの改正法案を州議会へ上程、翌日に全会一致で可決した。

クランタンでの動きにあわせて、連邦議会では下院議員であるPASのハディ総裁が、4月9日までの会期中に1965年シャリーア裁判所（刑事裁判権）法改正の動議を希望する旨を議会事務局に申告した。この連邦法は、シャリーア裁判所が下すことができる刑罰の上限を禁固3年、むち打ち6回、罰金5000リングおよびこれらの組み合わせと定めたもので、クランタン州でハッド刑を実施するには改正する必要がある<sup>42)</sup>。このときは会期末に間に合わず実現しなかったが、その後もハディは法改正の動議の申告を繰り返すことになる。

PASがハッド刑実施に向けた法整備を始めたことによって、同党とDAPとの関係は転機を迎えた。DAPは2015年3月24日に中央執行委員会の緊急会合を開き、PASのハディ総裁と断交することを決定した。その前日にリム・ガンエン書記長は、ハディ個人をターゲットとして批判し、PRをひと

りて出て行くべきだと主張していた。PAS のなかには「進歩派」と呼ばれる一群の指導者がいて、かれらはウラマーであるハディ総裁らとは異なり、ハッド刑の施行を急ぐより DAP, PKR との共闘体制の維持を重視していた。その頭目は、モハマド・サブ党副総裁である。このとき DAP は、PAS の内部で力関係に変化が生じ、モハマド・サブら進歩派が主導権を握る可能性に一縷の望みをつないだのかもしれない。だとすれば、その期待は裏切られることになる。

クランタン州議会が1993年シャリーア刑法 II を改正したとき、PAS では6月の中央役員選挙に向けた前哨戦が始まっていた。各地域 (kawasan) の大会で候補者を推薦する手続きが進められていたのに加え、モハマド・サブ副総裁がハディ総裁の追い落としを画策している証拠とされる音源がインターネットで公開されるなど、暗闘が繰り広げられた<sup>43</sup>。3月28日にはウラマーで副総裁補のトゥアン・イブラヒム・トゥアン・マンが副総裁選挙でモハマド・サブに挑戦する意思を表明した。また、これまで総裁選挙は単一候補 (現職ないし代行) が無投票で信任されるのが慣例となっていたにもかかわらず、今回は挑戦者が現れた。ハディ総裁に挑戦したのは、過去に副総裁補を務めた経験をもつベテランのアフマド・アワンである。アフマドは、ハディ総裁とウラマー評議会 (Majlis Syura Ulamak) の独断専行を批判していた<sup>44</sup>。

党総会開幕の日の前日にあたる6月3日、ウラマー部会が役員選挙の推薦候補者リストを配布した。党のウラマー組織がこのように露骨なやり方で役員選挙に影響力を行使するのは前例のないことである。さらにウラマー部会は、この日行われた総会で DAP との断交を求める緊急動議を採択した。

翌日、総裁 (1人)、副総裁 (1人)、副総裁補 (3人)、執行委員 (18人) の座をめぐる中央執行委員会選挙が実施された。当選者は、執行委員1人を除き、すべてウラマー部会が推薦した候補であった。モハマド・サブら PR を重視する進歩派幹部は文字どおり完敗した。

その2日後、新たに選出された中央執行委員会とウラマー評議会は DAP

との断交を求めるウラマー部会の動議を支持することを決め、党総会で採択した。この党総会決議により、事実上、PASとDAPの協調関係に終止符が打たれた<sup>45</sup>。その日のうちにペナン州首相のリム・ガンエンは、PASに所属する州執政評議会委員に辞表を書くよう迫った<sup>46</sup>。DAPは6月15日の中央執行委員会会議で、同党との断交を決めたPAS総会決議を受け入れることを決め、リム書記長がPRは消滅したと宣言した。この流れを受けて、当初は対立する2党をとりなそうとしたPKRもDAPに追従し、ワン・アジザ総裁がPRは死んだと述べるに至る<sup>47</sup>。7月11日にPASの最高意思決定機関であるウラマー評議会があらためてDAPとの断交を認め、PRは完全に終焉した。

PASの役員選挙に勝ったウラマー幹部がDAPとの断交を選んだのに対し、敗れた進歩派幹部18人は6月16日に会合を開き、新たな政治運動を立ち上げることを決める。G18と呼ばれたかれらの動きは、当初から新党設立を視野に入れたものであった<sup>48</sup>。かれらはまず、7月13日に「新希望運動」なる組織を立ち上げる。暫定運営委員会の委員長に就任したモハマド・サブは、結成後の記者会見で、イスラームにもとづく新政党を立ち上げると言明した<sup>49</sup>。

G18はPRを重視する立場のため、新党の旗揚げは新たな野党連合の結成とセットで構想されていた。7月5日の時点でDAPのリム・ガンエンは、PRに替わる政党連合は経済問題に専念すべきだと語っており、新連合の設立時期について、しかるべき時期にモハマド・サブが発表するだろうと述べていた<sup>50</sup>。G18が新党設立に向けた行動をとりはじめると、PAS執行部はかれらをDAPの傀儡とみなして非難した。ハディ総裁は、DAPを保護者として仰ぐなど党員に警告し、G18に従って党を去る者が出ていることについては、異分子の離党はむしろ歓迎すると述べた<sup>51</sup>。

9月16日、モハマド・サブらが新党結成を発表する。党名は国民信託党で、略称はアマナである<sup>52</sup>。アマナは小政党のマレーシア労働者党を改名改組したもので、10月2日に結社登録官から正式な承認を受けた。PASの下院議員21人のうち、6人が新党へ移籍している<sup>53</sup>。

ただし、末端党員の数はい少ない。PASの党員数は、2015年3月時点で100万人に達していた。対してアマナの党員数は、結党時は3万人で年内に10万人に増員するのが目標とされた<sup>54</sup>。PASが宗教を紐帯とする大衆政党であるのに対し、現時点のアマナは幹部政党の性格が強い。

アマナの旗揚げからまもない9月22日、DAPとPKR、アマナの3党は新たな政党連合・希望連盟(PH)を結成した。結果的に、PRの解体からわずか3カ月あまりで野党連合が再生したことになる。PHは2016年1月9日に第1回大会を開催し、行動規範を採択した。これは、「合意しないことに合意する」という緩やかな連合のあり方がPRの崩壊を招いたことへの反省からとられた措置である。採択された行動規範は、(1)合意にもとづく決定、(2)政治統合の促進、(3)制度を通じた紛争解決、(4)選挙における統一候補の擁立、(5)憲法にのっとった共通政策の策定、(6)合意による首相、州首相の選出、(7)政党連合としての地位の保全、の7点である<sup>55</sup>。

PHは、実質的にPRからPASのウラマー幹部とその支持者を排除したものであり、連合内におけるDAPのプレゼンスが際立つことになった<sup>56</sup>。下院の保有議席数は、DAPが37、PKRが29、アマナが6で、過半数がDAPの議席である。議員の民族構成をみると、ブミプトラ25人に対してノン・ブミプトラは47人で、ノン・ブミプトラがほぼ3分の2を占める。2013年総選挙を経てブミプトラ議員が9割近くを占めるようになったBNとは対照的である。

## 2. UMNOとPASの接近

ハディ総裁らウラマー党幹部がハッド刑実施に向けた法的手続きを強引に進めた結果、PASは分裂し、PRは解体した。では、ウラマー幹部が法改正に突き進んでいったのはなぜなのか。先にみたとおり、一部のPAS指導者が隣国ブルネイにおけるハッド刑導入に触発されたのは間違いない。だがハッド刑の施行はPASにとって長年の目標だったから、このタイミングで

法的手続きを進めた理由としては弱い。じつは、PAS 主導の法改正への動きが進んだ背景には、UMNO の協力があつた。UMNO は、最初はあまり目立たないかたちで PAS に協力しはじめ、やがては連邦議会の場で表立って PAS を支援することになる。

2014年4月の時点でクランタン州政府首脳がハッド刑実施へのステップとして連邦議会での議員立法をめざすと発表した際、UMNO 総裁であるナジブ首相は、連邦政府はハッド刑に反対したことはないと述べた<sup>57</sup>。これに先立ち、華人が主体の与党 MCA、グラカン、サラワク統一人民党 (SUPP)、サバの自由民主党 (LDP) は、ハッド刑に反対する共同声明を発表していた<sup>58</sup>。つまりナジブ首相は、連立パートナーの意向を無視して PAS に秋波を送ったのである。UMNO の対応はリップサービスにとどまらず、PAS に対して、同党の議員立法案について協議すること、ならびにハッド刑に関する連邦政府レベルの技術委員会を設置することを提案した<sup>59</sup>。この委員会は、クランタン州のシャリーア法廷首席判事を委員長として7月に発足し、ハッド刑に関する超党派の協議の場となる<sup>60</sup>。

前述のとおり、2015年3月に PAS のハディ総裁は、1965年シャリーア裁判所 (刑事裁判権) 法改正案の発議を試みた。一部の報道によれば、この改正法案は連邦政府とクランタン州政府の技術委員会が合同で準備したものである。もともとは、各州スルタンと州知事が構成する統治者会議の同意を得たうえで、政府法案として連邦議会に上程されるはずであったという。ところが統治者会議で法改正への支持が得られず、政府法案としての提出ができなくなったため、ハディが議員立法としての動議を申告することになったと報じられている<sup>61</sup>。

PAS が求める法改正を、UMNO が BN の友党の反対を無視してサポートしたのはなぜか。目的のひとつは、PR の内紛を誘発することであったにちがいない。PAS がハッド刑実施に向けた具体的な行動をとれば、DAP と対立するのは確実だったからだ。二大政党連合制は主要3野党が協力体制を築いたからこそ実現したのであって、PAS が離反すれば野党連合の勢力は縮み、

政権交代のリスクは下がる。それどころかスランゴール州では、PRの内部対立にPKRの内紛がからんで、一時はPASとUMNOによる統一政府が実現しかかった<sup>62</sup>。

2015年6月にPRが瓦解したことで、UMNOの目的は達せられたかにみえた。しかし、ナジブ首相はその後ますます積極的にPAS指導部との関係を深めていく。その背景には、この時期に激しさを増したUMNOの内紛があった。

ナジブ首相は、2009年に自らのイニシアティブで設立した国営投資会社ワン・マレーシア開発公社(1MDB)の巨額負債、ならびに同社と子会社を舞台とする汚職疑惑により、2014年中頃から批判を浴びてきた。とくに、同年9月にマハティール元首相が1MDBの経営状況に疑念を呈すると注目度が高まり、不透明な資金運用に関する疑惑が詳しく報道されるようになる。年末にはUMNOの内部から1MDBの経営者を警察に告発する者が現れ、2015年3月にはムヒディン・ヤシン副首相が1MDBへの公的資金注入に反対するなど、この問題をめぐって党内、閣内に軋轢が生じた。

2015年7月には、『ウォールストリート・ジャーナル』の報道により、ナジブ首相の個人口座に7億ドル近い現金が送金されていたことが発覚する。さらには、この金の出所は国庫であり、1MDBと子会社、取引企業による資金洗浄を経て首相の手に渡ったのではないかとの疑惑が浮上した。ナジブ首相は、この問題で自身の意向に反する言動を行う者はすべからく更迭するという措置をとり、7月28日には検察を率いるアブドゥル・ガニ・パタイル司法長官を退任に追い込むと同時に、ムヒディン副首相の解任を含む内閣改造を断行した<sup>63</sup>(中村2015a)。

首相のこうした対応は、社会の強い反発を招いた。これまで選挙改革を求めてきた市民社会組織のブルシは、首相の退陣を求めて2日間にわたり首都でデモを開催し、10万人を動員した(本書第5章参照)。このデモにはナジブ批判の急先鋒となったマハティール元首相が参加し注目を集めた。また、DAP、PKRと、新党結成に向けて動いていたPASの進歩派は、BNに対し

てナジブ抜き連立政権結成を呼びかけていた<sup>64</sup>。おおかたの UMNO 地方幹部は首相への支持を表明していたもの<sup>65</sup>，その外側では一時，ナジブ包囲網ができかかっていた。

このとき，窮地の首相にとって心強い味方となったのが，野党連合と決別したばかりの PAS 指導部であった。党の精神的指導者であるハロン・ディン<sup>66</sup>は，先の『ウォールストリート・ジャーナル』報道を「非論理的」と評し，その信憑性に疑念を呈した<sup>67</sup>。内閣改造後にはハディ総裁が，新内閣が責務を果たせるかまずは様子を見ようと呼びかけ，首相がこれに感謝するという一幕もあった<sup>68</sup>。

10月に連邦議会の会期が始まると，新たに結成された PH の議員がそろって「26億リング（7億ドル）はどこへ？」というプラカードを掲げたが（括弧内は筆者による），PAS はこれに加わらなかった。さらに，実質的な内閣不信任の措置として PH が2016年度予算案の否決をめざしたのに対し，PAS は党としてはこの動きに加わらず，予算案に反対したのは14人の下院議員のうち3人だけだった。

こうした PAS の態度に首相は感謝し，12月の UMNO 党総会開会演説で，PAS に対して関係強化を呼びかけた<sup>69</sup>。党総会の開会演説は，UMNO 総裁にとって自身の施政方針を示すもっとも重要な場であり，野党に協調を呼びかけるのは異例の事態である。

2016年に入ると，UMNO と PAS の協力が実質をともなうものへ深められていく。2月にはアフマド・ザヒド・ハミディ副首相によって，連邦政府に対する諮問機関であるイスラーム諮問評議会のダアワ（教導・布教）部門の長にハロン・ディンが任命された<sup>70</sup>。

5月には，ついにハディによる議員立法の発議が実現する。これには政府・与党の協力が不可欠だった。連邦議会の審議においては政府法案が優先されるため，これまでハディには動議の機会が与えられずにいた。その前に会期が終了してしまうからである。だがこのときは，議会担当首相府相のアザリナ・オスマンがハディ法案を優先的に審議する動議を発議し，これが採



択されたために、ハディに議員立法案を発議する機会が与えられた<sup>71)</sup>。その内容は、1965年シャリーア裁判所（刑事裁判権）法を改正し、「禁固3年、むち打ち6回、罰金5000リング」と定められた刑の上限を「死刑以外」に修正するというものであり、四肢切断などの実施に道を開くものとみなされた<sup>72)</sup>。

ただしこの時点では、ハディの法案が議会で審議されるには至らなかった。ハディ自身が次回会期への審議の繰り延べを申し出たからである。その理由は、各党に改正法案の中身を検討する時間を与える、というものであった。

ハディの動議は、10月17日からの会期で再び議題一覧表に掲載される。今度は UMNO と PAS のあいだで法改正の実現に向けた妥協が成立した。

会期末を2日後に控えた11月22日、ザヒド副首相がムスリム議員を集めて超党派の会合を開催し、ハディに再び法改正の動議の機会を与えること、ならびにこの法改正に関する議会特別委員会の設置を閣議に提案することを説明した。PAS 主導の法改正を後押しすることに対して理解を求めたのである。だがザヒドの説明に、UMNO を除く BN 加盟政党の幹部は納得しなかった。サラワク BN を指揮するアデナン・サテム州首相は、同州出身の与党議員に対してハディ法案に反対するよう命じている。

こうした動きに対して、PAS 側からは法案の中身に関する妥協が示される。会期最終日の11月24日にハディが発議した改正法案は、刑の上限を「死刑以外」ではなく「禁固30年、むち打ち100回、罰金10万リング」に修正するというものであった。加えて PAS のタキユディン・ハッサン幹事長によって、この法改正が実現してもクランタン州でハッド刑は実施しないという方針が示された<sup>73)</sup>。

ハディの改正法案がハッド刑の実施に道を開くものではないことが明確になると、UMNO はハディ法案を引き取って政府法案として法改正を実現する方針を示す。マレーシアの議会では、議員立法はまず議員によって法案の動議がなされ、この動議が可決された場合、法案に関連する問題を所管する大臣が引き取り、その後は政府法案として審議と採択に付されることになっている（下院議事運営規則49条）。UMNO 年次総会が開幕した12月1日、ナジ

ブ首相とアザリナ首相府相がそれぞれ、政府がハディ法案を引き取る予定だと明言した<sup>74)</sup>。

このように、UMNO と PAS のあいだでは1965年シャリーア裁判所（刑事裁判権）法の改正をめぐる合意が成立したが、2017年3月に始まったつぎの会期でも法改正は実現していない。MCA やサバ、サラワクの BN 加盟政党が引き続きこの法改正に強く反対したためである。BN 最高評議会が改正法案を政府法案とはしない旨を決定したため、結局、法改正の動議は PAS のハディ総裁が行った。このときは議長の判断により、法案の審議はつぎの会期に先送りされた<sup>75)</sup>。

UMNO にとって、他の BN 加盟政党の不興を買ってでも PAS 主導の法改正に協力し続けることのメリットは、引き続き野党を割れた状態にとどめおくことにある。ナジブ首相が率いる UMNO 最高評議会は、2016年6月にムヒディン元副首相とマハティール元首相の子であるムクリズ・マハティール元クダ州首相<sup>76)</sup>を除名、シャフィ・アブダル元農村・地域開発相<sup>77)</sup>を党籍停止処分にするなど、反ナジブ派を一掃した<sup>78)</sup>。これで党内は固まったが、放逐された者たちは新党を立ち上げてナジブ政権に対抗しようとしている。ムヒディンは8月にマハティール元首相とともにプミトラ政党のマレーシア統一プリブミ党（PPBM）を結成、シャフィは10月に地元サバで新党サバ伝統党を旗揚げした<sup>79)</sup>。12月には、PPBM が次回総選挙で統一候補を擁立する協定を PH と結んでいる<sup>80)</sup>。今後、野党連合が再びスケールアップする可能性もある。

つぎの選挙までに PAS が DAP と和解して PH に参加する見込みは薄いだが、政策面では対立しつつも候補者調整には応じるという選挙戦術はありうる。連邦議会でハディ法案に関する妥協が成立する2～3週間前には、ハディ総裁らが相次いで他党との候補者調整の可能性に言及していた<sup>81)</sup>。とくに、PPBM とは協議がもたれており、同党のムヒディン総裁は PH との協定締結を発表した際、PAS 側にも協力の意思はあると述べた<sup>82)</sup>。

PAS が他の野党との候補者調整に応じるなら、UMNO にとっては大きな

痛手になる。マレーシアの選挙制度は単純小選挙区制のため、野党支持票が割れれば与党が俄然有利になるが、野党の候補者一本化が実現すると、このメリットが失われるからだ<sup>83</sup>。UMNO の選挙戦略のうえでは、PAS に独自路線をとり続けてもらうのが都合がよい。そのため、PH や PPBM とは徹底的に対立するのとは対照的に、PAS に対してはかれらが強く求める宗教政策の点で歩み寄っているのだと考えられる。

では、PAS の側には UMNO との協力にいかなるメリットがあるのか。党の分裂後、ハディ総裁は繰り返し、PAS は政府に対するアドバイザーの役割を担っていくと述べている。「われわれは政府に従うのではなく、その座を争うのではなく、政府を改善しようとしている。首相の退陣は望んでいない。政策の是正を望んでいるのだ」というのがハディのスタンスである<sup>84</sup>。

少なくともハディ総裁にとっては、野党連合のなかで従属的な立場におかれるより、政策上の自立性を確保したうえで政府に影響を与えることのできる現状のほうが望ましいのであろう。PR では政権交代への期待はもてたが、政策面で大きな妥協を強いられた。しかもその妥協は、2013年選挙では PAS の党勢拡大につながらなかった。それならば連邦の与党となるのはあきらめ、党本来の政策を追求することを優先して、信仰をともしする UMNO の政治家とは是非々の関係を築く方針へと転じても不思議ではない<sup>85</sup>。

## おわりに

マレーシアの政党システムは、BN 加盟政党を独立した政党とみれば、マハティール政権期から現在に至るまで一貫して多党制であった。BN 加盟政党は、政党連合を組むことで一票の格差を有効に利用し、一党連合優位の状況をつくり出していたのである。だがそれは、2008年選挙での野党の躍進によって崩れ、二大政党連合制が出現した。

PR が誕生し、2013年選挙でさらなる躍進を遂げた陰で、BN は「UMNO

のヘゲモニー下で非ブミプトラ政党も得票率に相当する割合の閣僚ポストを得るシステム」から「実質的なブミプトラ政党連合」へ変質した。また PR の側でも、2013年選挙を通じて DAP の勢力が拡大し PAS のプレゼンスが低下するという変化が生じていた。

2013年選挙を経てブミプトラ議員が9割近くに達した BN と、非ブミプトラ議員が過半数を占める PR の二大政党連合制は、長くは続かなかった。イスラーム政党の PAS と、非ブミプトラ・非ムスリムが主力の DAP が宗教政策をめぐる激しく対立し、PR が内側から崩壊したのである。そのきっかけは、これまで PR において政策面での妥協を強いられていた PAS が方針を変え、ハッド刑の実施に向けた法整備に乗り出したことにあった。また、PAS がイスラーム法制度改革にのめり込んでいった背景には UMNO の後押しがあった。UMNO は、連立パートナーである非ブミプトラ与党の意向より、PR の内部対立を促すことを優先した。非ブミプトラ与党の議席が著しく減少したなかでは、UMNO にはかれらに配慮する余裕はなかったのである。一党連合優位から二大政党連合へ、という数のうえでの変化の陰で同時に生じていた、両政党連合の質的な変化が、政党システムのさらなる変化を促したといえよう。

たった1度の総選挙によって BN と PR のそれぞれの構成に質的变化が生じ、その影響で政党間関係が流動化したことは、二大政党制と二大政党連合制は似て非なるものであることを表している。二大政党制が、選挙を通じて2つの政党に権力が収斂するような社会条件と制度に支えられているのに対し、二大政党連合制のベースは多党制である。群雄割拠をもたらす社会的・制度的条件のもと、政治家の戦略的判断による合従連衡の結果として政党が2つのグループにまとまった状況が二大政党連合制なのである。したがって二大政党連合制は、選挙と選挙のあいだの政局に左右されやすく、本質的に二大政党制より不安定なシステムだと考えられる。このちがいに気づかぬまま、BN と PR が並び立つ状況に英米型の二大政党制の誕生を見て取った人がいるとすれば、それは勘違いだというよりほかない。

PRは瓦解したが、PASの進歩派が結成した新党アマナがPASにとってかわり、野党連合はPHとして再生した。したがって二大政党連合制は短期間の中断を挟んだだけで復活したともいえる。だが、野党連合はPAS本体の離脱によってスケールダウンし、その内部ではDAPのプレゼンスがますます際立つようになった。

一党連合優位制から二大政党連合制の成立・解体・再生を経て、現在は政党間関係が流動的になっている。ポスト・マハティール期に入って政党システムは大きく変化してきたが、そのなかでUMNOのヘゲモニーは揺らいでいない。本章第2節で触れたとおり、UMNOが主導するBNに野党が協調して対抗する動きは、マハティール政権期から繰り返されてきた。民族や宗教にかかわる政策志向の相違を棚上げできているあいだは野党共闘が実現し、民族・宗教問題が争点化すると共闘体制が崩れるというサイクルが続いている。野党間の政策対立が激しくなるときには、その陰にいつもUMNOによる揺さぶりがあった。

では、PRの結成と瓦解というサイクルは、マハティール政権期のサイクルと同じ現象を繰り返しただけだったのだろうか。あるいは、何か新しい要素が加わっていたとみるべきなのだろうか。その評価は、次章以降での考察を通じて得られる知見を援用して、終章で試みることにしたい。

#### 〔追記〕

2017年3月20日、マハティール元首相率いるPPBMがPHに正式に加盟した。これを受けて、PASはPPBMとの連携協議を打ち切った。また本章が査読を通過した後の7月14日、PHは政党連合としての指導体制を発表し、マハティール元首相が「会長」(chairman)、ワン・アジザPKR総裁が「総裁」(president)、収監中のアンワル元副首相が「事実上の指導者」(de fact leader)に就任した。最大党派のDAPからはリム・ガンエン書記長が3人の副総裁のひとり選ばれている。マハティールは自身がPHの最高実力者

(top dog) だと述べたが、PPBM の下院議員はムヒディン前副首相だけである。それでも PH がマハティールを前面に打ち出したねらいは、彼の人気に頼って農村部の UMNO 議席を奪うことにある。ただし、仮に野党連合幹部の予言のとおりつぎの総選挙で「マレー人の津波」が生じ、PH が議席を増やしても、二大政党連合制の定着につながる保証はない。それが合従連衡の組み替えによって生じたものである以上、先に指摘した二大政党連合制の本質的な不安定性は解消されないからである。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 唯一の例外は、1969年に行われた第3回総選挙の直後の時期である。この選挙では、マレー半島部での投票が5月10日に一斉に実施される一方、遠隔地の投票所が多いサバ州では2週間、サラワク州では4週間にわたって順次投票が行われる予定であった。ところが5月13日にクアラランプールとその近郊で大規模な民族暴動が発生したため、非常事態宣言が布告されてサバとサラワクでの選挙は延期され、議会は停止された。この選挙では、当時の与党連合である連盟が苦戦し、マレー半島部では6割強の議席しか獲得できなかった。サバ、サラワクでの選挙は1970年の6月から7月に実施され、サバでは与党のサバ連盟が完勝したものの、サラワクではサラワク連盟が苦戦し、与党連合の議席占有率は総計で65%にとどまった。だがサラワクでの選挙の直後にサラワク統一人民党 (SUPP) が連盟と連携し、連立与党の議席率は7割弱に達した。連邦議会は翌1971年の2月に再開されるが、これにあわせて連盟がマレーシア人民運動党 (グラカン) とも提携したため、この時点で連立与党の議席率は7割を超えた (ECM 1972, 37-46; Mauzy 1983, 48-59)。
- (2) ただし、独立当初は完全な民主主義であった。政治体制の国際指標である POLITY IV は、もっとも開放的な体制を10、もっとも閉鎖的な体制をマイナス10として各国の体制を数値化しているが、1969年までのマレーシアの評価値は10である。1969年総選挙の直後、注1で述べたとおり大規模な暴動が生じ、政府は議会を停止した。この時期の評価値は3で、議会再開後は権威主義化が進んだため4から6のあいだで推移している。ただしこの値は、近隣諸国で同じく開発独裁といわれたシンガポール (一貫して-2)、民主化以前のタイ (-7から3)、スハルト政権期のインドネシア (-7)、マルコス政権期のフィリピン (初期は2、のちに-9から-6) に比べるとかなり高い (Marshall, Gurr and Jagers 2016)。
- (3) MCA は、1949年にマラヤ華人協会 (Malayan Chinese Association) の名で結

- 成された。MICもまた、マラヤ・インド人会議の名で、1946年に結成された。両党とUMNOが連盟を結成する過程については、中村（2015b, 3章）、Khong（1984）、Means（1970）、Von Vorys（1976）を参照されたい。
- (4) 財務相の座は、独立期から1974年選挙の前まではMCAに与えられていた。1974年選挙後の組閣でフセイン・オン副首相が財務相を兼任することとなり、以降、財務相ポストはUMNOが保持してきた。
- (5) ただし、サルトーリの分類はラクソ・タゲペラ指標の使用を前提とするものではない。分類にあたり、サルトーリも政党の勢力規模を勘案する必要性を認めているが、一方でどんなに小さな政党でも、連立の組み方など政党間競合のあり方に影響を与えるなら数に含めるべきだとする（サルトーリ2000, 211-216）。そのうえでサルトーリは、原子化政党制の例としてマレーシアを挙げている（サルトーリ2000, 223）。原子化政党制とは、優勢な政党が一切なく、正確に数を数えるのが無意味なほど政党数が多いシステムである。この評価は、マレーシアの与党連合の規模や頑健性、UMNOの優位性などを無視したものであり、適切とは言い難い。
- (6) この現象の背景には、マレー半島部では同じ民族を代表する政党どうしが競合する選挙区の比率が高いという事情がある（中村2015b, 107）。与党から野党へ大きく票がスイングしたときにも、UMNOの票の多くはイスラーム政党のPASへ、MCAの票の多くは華人が主体のDAPへ流れるのであって、ひとつの政党に収斂することはない。
- (7) レイプハルト（2014, 58-60）は、同盟関係にある政党をひとつの政党とみなすべきか否かの判断基準を4点あげている。(1) 選挙で競合するか否か、(2) 単一の議会内グループを形成し、党幹部会を共同で開催するかどうか、(3) 組閣にあたって各党がひとつの政党のように行動するか否か、(4) 同盟関係が長期間に及ぶか否か。BNの場合、どの基準に照らしてもひとつの政党とみなすのが妥当だということになる。
- (8) この3党は1999年選挙時にも野党連合・代替戦線を組んでいたもので、これを1党としてみなすと、選挙有効政党数は2.11だが議会有効政党数は1.57であった。票と議席の乖離が大きく、議会における代替戦線の勢力は二大政党制と呼べるほどに大きくはならなかった。
- (9) アブドラ政権下では、UMNOのシェアが高まっただけでなく、ポストの数が増えた。正大臣ポストは1999年選挙時の30から2004年選挙時には36に増えている。これもUMNOからの要求に応えるための措置であろう。同時に、副大臣ポストも28から38へと大幅に増えた。これは、連立パートナーにも応分の資源を与える必要からとられた措置であろう。後述するように、副大臣ポストは非プミプトラ政党に多く与えられてきたが、これはかれらに分配される正大臣ポストの不足を補うための措置と考えられる（鷲田2015, 注23）。

UMNO への正大臣ポスト付与を増やしたアブドラには、同時に非ブミプトラ政党に与えるための副大臣ポストを増やす必要があったのである。

- (10) 得票率と議席占有率のギャップを生み出す要因としては、一票の格差だけでなく、野党どうしの競合がある。たとえば2014年12月に実施された日本の衆議院選挙において自民・公明両党は、小選挙区選出議席の78.6%を49.5%の得票率で獲得した。票と議席のギャップは、2013年選挙における BN のそれより大きい。日本の選挙にも一票の格差はあるものの、世界最悪水準のマレーシアに比べれば軽微である。日本の場合、得票率50%未満で与党が得た議席の割合が39.7%に達しており、多くの選挙区で複数の野党が競合していることがギャップの主因と考えられる。一方マレーシアでは、事実上の与野党一騎打ちとなる選挙区が多いため、与党が得票率50%未満で得た議席は5.3%にすぎない。マレーシアの場合、一票の格差が票と議席のギャップをもたらす主因である（中村 2016a）。
- (11) 都市部の過小代表に対しては、野党の DAP だけでなく、MCA もマハティール政権期から公に懸念を表明してきた（Lim 2005, 266-267）。
- (12) シンガポールは1965年8月9日にマレーシアを離脱し独立した。
- (13) かつてイギリスの直轄植民地だったベナン、マラッカ、サバ、サラワクにはスルタン制が存在しない。この4州では、連邦政府の首相の助言にもとづいて国王が知事を任命する（連邦憲法第8付則19A）。知事はスルタン制がある州の統治者と同様の政治的役割を担う。
- (14) 州政府の執政長官の役職名は、スルタン制がある州では Menteri Besar、ない州では Chief Minister である。本書ではどちらも州首相と呼ぶ。
- (15) 州首相と執政評議会委員を任命する手続きは、すべての州に共通のものである。マレーシアは連邦制ではあるが、連邦憲法第8付則によって州憲法に盛り込まなければならない条項が定められており、各州の憲法はよく似ている。
- (16) *New Straits Times*, March 13-14, 18, 2008.
- (17) *New Straits Times*, March 8, 2007.
- (18) *New Straits Times*, August 8, 2007.
- (19) クダ州議会のドゥルガ選挙区（N11）で DAP と PKR が競合したのが唯一の例外であった。ただし、サバ州では下院25区中6区、州議会60区中9区、サラワク州では下院31区中2区で PKR と DAP が競合した（サラワク州では州議会選挙は行われなかった）。
- (20) リュウ・チントン議員からの聞き取り（2011年10月6日）。
- (21) 46年精神党は、1987年の UMNO 総裁選挙でマハティールに敗れたトゥンク・ラザレイ・ハムザらによって1989年に結成された。1994年に46年精神マレー人党（Parti Melayu Semangat 46）に改名し、1996年に解散した。



- (22) DAP は2006年3月の結党40周年大会を機に、シンガポールの人民行動党から引き継いだ結党以来のスローガン「マレーシア人のマレーシア」(Malaysian Malaysia) に代わり、「マレーシアを第1に」(Malaysian First) を新たなスローガンに採用した。PAS は2006年6月の年次総会で、華人票を取り込むために次回総選挙でノン・ムスリムを公認候補に擁立する方針を合意した(中村2007)。
- (23) クダ州では地方自治体運営などをめぐって PAS と DAP の対立が深刻化し、一時は DAP の州組織が PR からの離脱を宣言する事態となった (*The Star Online*, July 1-2, 2009)。しかし、このときの対立は10日ほどで沈静化している。
- (24) *New Straits Times*, February 2-6, 2009.
- (25) *The Star Online*, November 2, 2012, March 5, 2013.
- (26) *The Malaysian Insider*, January 3, 2016.
- (27) この動きの中心にいたのは、野党第1党となった PKR の顧問を務めるアンワル元副首相である。アンワルは1998年9月から6年にわたり服役し、被選挙権が停止中だったため総選挙には立候補できなかったものの、選挙の1カ月後には被選挙権を取り戻した。公職復帰が可能になった4月14日にアンワルは、国民戦線から人民連盟への鞍替えに水面下で合意した議員の数が政権交代に必要な人数に達したと述べ、翌月には9月までに政権交代を実現すると宣言した (*The Star Online*, April 14, 2008および、*The Straits Times*, May 13, 2008)。仮に多数派工作に成功したとしても、アンワルが首相になるには議員になる必要がある。7月末に妻であるワン・アジザ PKR 総裁が下院議員の職を辞し、それにとまって8月26日に実施された補欠選挙にアンワルが立候補して勝利した (*New Straits Times*, August 1, 27, 2008)。この時期、UMNO の内部には首相の早期退任を求める声があり、アンワルが政権交代の期限に指定した9月16日を控えて与党の下院議員41人が農業研修の名目で台湾に送り出されるなど、アブドラ政権は動揺する。しかし、アブドラが半年後に退任する意向を示すと与党は安定を回復し、アンワルは政権交代を急がないと述べた (*New Straits Times*, October 24, 2008)。
- (28) *The Star Online*, December 20, 2009.
- (29) 複数形はフドゥード (hudud)。マレーシアでは、ハッド刑のことを hudud と呼ぶのが一般的である。
- (30) *New Straits Times*, November 26, 1993.
- (31) *The Star Online*, November 16-17, 2012.
- (32) ブルネイのハッド刑法案起草のアドバイザーを務めたマレーシアのアブドゥル・ハミド・モハマド (Abdul Hamid Mohamad) 元連邦裁長官によれば、ブルネイ政府はハッド刑施行のために30年を費やして準備してきたという (*Bernama*, January 7, February 11, 2014)。

- (33) *New Straits Times*, October 28, November 7, 2013.
- (34) *New Straits Times*, April 17, 2014.
- (35) *New Straits Times*, October 21, 2014.
- (36) *New Straits Times*, April 10, 2014.
- (37) ムフティーについては第1章注2を参照されたい。
- (38) *New Straits Times*, April 24–25, October 24, 2014.
- (39) *New Straits Times*, November 23, 2013 および, *Bernama*, November 24, 2013.
- (40) *The Malaysian Insider*, December 14, 2014.
- (41) *Bernama*, December 14, 2014.
- (42) *The Malaysian Insider*, February 10, March 18, 23, 2015.
- (43) *The Malaysian Insider*, February 23, March 4, 2015.
- (44) *The Star Online*, April 27, May 14, 2015.
- (45) このあと、PASの幹部からDAPとの断交は最終決定ではないとの趣旨の発言が相次いだ。リム・ガンエンによるPR消滅宣言の翌日にも、PASのハディ総裁がPRはまだ死んでいないと強弁している。これらの発言は、PR解体の責任が自らにあるわけではないと主張するためのポーズと考えられる。
- (46) *The Malaysian Insider*, June 6, 2015.
- (47) *The Malaysian Insider*, June 16–17, 2015.
- (48) ただし、マフズ・オマール (Mahfuz Omar) とフサム・ムサ (Husam Musa) の2人 (どちらも副総裁選挙に立候補して落選) はPASに残った。また、カマルディン・ジャファール (Kamarudin Jaafar) はのちにPKRに移籍した。
- (49) *The Malaysian Insider*, June 17, July 13, 20, 2015.
- (50) *The Malaysian Insider*, July 5, 2015.
- (51) *The Malaysian Insider*, July 23, August 13, 2015.
- (52) この名は、インドネシアのイスラーム政党である国民信託党 (Partai Amanat Nasional: PAN) に酷似している。アマナのアヌアル・タヒル (Anuar Tahir) 幹事長は、PANと党名が似ているのは偶然であり、PANをまねるのではなく、マレーシアの進歩的イスラーム政党に必要とされる独自のモデルを追求すると述べている (*theantdaily*, September 3, 2015)。
- (53) 当初はPASの7議員が新党に参加する見込みだったが、そのうちのひとりであるカマルディン・ジャファールは新党ではなくPKRに加わった (*The Malaysian Insider*, August 31, September 11, 2015)。したがって、分裂によってPASの下院議員は21人から14人に減った。
- (54) *The Malaysian Insider*, March 15, September 16, 2015.
- (55) *The Malaysian Insider*, January 10, 2016.
- (56) マレーシア社会主義者党 (PSM) のPH加盟は見送られた。これにより、PHはPSM所属の下院議員 (1人) を失ったことになる。この議員、マイケ

ル・ジャヤクマール・デヴァラジ (Michael Jeyakumar Devaraj) は、選挙には PKR 所属候補として出馬していた。また元スランゴール州首相のカリド・イブラヒムは下院議員でもあり、PKR から除名されたことによって無所属議員になった。

- (57) *New Straits Times*, April 25, 2014.
- (58) *New Straits Times*, April 18, 2014.
- (59) *Bernama*, April 27, 2014.
- (60) *New Straits Times*, May 3, July 4, 17, 2014.
- (61) *The Malaysian Insider*, March 25, 2015. この報道の翌日、統治者会議側がクランタン州でのハッド刑実施に関して協議はしていないとの声明を発表していることから (*Bernama*, March 26, 2014), 法案を統治者会議の事前審査にかける手続きがあったとされる点には疑いが残る。しかし、連邦政府の技術委員会がクランタン州政府と連携してハッド刑実施に向けた準備を進めてきたとの報道への異論は出ていない。
- (62) スランゴール州における UMNO と PAS の統一政府構想については、本書の中間報告書所収の中村 (2016b, 15-18) を参照されたい。
- (63) ガニに代わって司法長官に就任したモハムド・アバンディ・アリは、2016年1月26日に捜査の結果を発表した。その内容は、(1) ナジブの口座に海外から振り込まれた6.81億ドルはサウジの王族からの献金であり違法性はなく、うち6.2億ドルは2013年8月に返金された、(2) IMDB の子会社 SRC International の4200万リングがナジブの個人口座に流れた件についても、首相がこれを指示した証拠や入金を知っていた証拠がなく違法性はない、というもので、これをもってアバンディ司法長官は捜査終結を宣言した。一部の報道によれば、MACC は横領容疑でナジブを起訴するよう進言していたが、司法長官が証拠不十分と判断したという (*The Malaysian Insider*, January 27, 2016)。一方アバンディ司法長官は、自身の判断に疑義を唱えるのは憲法違反だと主張した (*The Malaysian Insider*, January 27-28, 2016)。
- (64) *The Malaysian Insider*, August 27, 2015.
- (65) IMDB への公的資金注入をめぐる閣内の対立が表面化した2015年3月、ナジブは191の UMNO 地域支部のうち160の支部長を集めてIMDB の状態について説明し、理解を求めた (*Bernama*, March 8, 2015)。また7億ドル受領問題が発覚する直前の同年6月末には、UMNO 最高評議会が2016年に行われる予定だった党中央役員選挙を18カ月延期することを決めている (*Malay Mail Online*, June 29, 2015)。この決定により、つぎの総選挙はナジブ総裁のもとで戦うことが規定路線となったため、地域支部の幹部は公認候補の決定権を握るナジブ総裁に逆らうのが困難になった。ナジブは2015年12月の UMNO 年次総会の際に地域支部長を集め、7億リング問題について説明した (*The*

*Malaysian Insider*, December 8, 2015)。

- (66) 「ウラマーの指導」を原則とする PAS の最高意思決定機関はウラマー評議会であり、同評議会の議長が PAS の最高指導者 (Mursyidul Am) である (塩崎 2016, 194, 239)。最高指導者は、党組織を統括する党総裁 (Presiden) とは異なり、「精神的指導者」とも呼ばれる。1991年からはカリスマ的指導者のニック・アジズ・ニック・マットがその座にあったが、2015年2月12日に死去したため、ハロン・ディンが後を継いだ。そのハロン・ディンも、2016年9月15日に死去したため、現在はプルリス州議会議員のハシム・ジャシンが最高指導者を務めている。ニック・アジズは PR を戦略的に重視し、UMNO との連携に反対していた (塩崎 2013, 41-42)。そのため、ニック・アジズの死去も PAS の路線転換に影響を与えたと考えられる。
- (67) *Utusan Malaysia*, July 5, 2015.
- (68) *Berita Harian*, July 28, 2015 および, *The Malaysian Insider*, July 31, 2015.
- (69) *The Malaysian Insider*, December 10, 2015.
- (70) *Sinar Online*, February 13, 2016.
- (71) *The Star Online*, May 26-27, 2016.
- (72) *The Star Online*, June 9, 2016.
- (73) *The Star Online*, November 22-25, 2016.
- (74) *The Star Online*, December 1, 2016.
- (75) *The Star Online*, March 29, April 6, 2017.
- (76) ムクリズは2013年総選挙の後にクダ州首相に抜擢されたが、マハティールとナジブの対立が深まるなか、2016年1月20日に同州内の15の地域支部のうち14支部から退任を求められ、2月4日に辞職した。この「クーデター」はナジブ首相の差し金によるものである。首相に近い閣僚は、この一件がマハティールによる首相批判に対する報復だと認めている (*The Malaysian Insider*, February 25, 2016)。
- (77) シャフィはムヒディンとともに、IMDB への公的資金注入に対して公の場で疑義を唱え、2015年7月の内閣改造で大臣の職を失った。
- (78) *The Star Online*, June 24, 2016.
- (79) *The Star Online*, August 9-10, October 17, 2016.
- (80) *The Star Online*, December 13, 2016.
- (81) *The Star Online*, November 2, 2016 および, *Malaysiakini*, November 7, 2016.
- (82) *The Star Online*, December 13, 2016.
- (83) 2016年6月に行われた2つの選挙区での補欠選挙は、野党分裂の効果をあらためて実証した。この選挙は UMNO 議員 2 人の事故死にともない実施されたものだが、2013年の総選挙ではどちらもごく僅差での勝利だったため、UMNO にとっては必ずしも楽観視できる状況ではなかった。ただし、前回は

実質的に UMNO 候補と PAS 候補の一騎打ちだったのに対し、今回はアマナの候補が加わり、2つの選挙区のどちらも UMNO と PAS、アマナの三つ巴の戦いになった。野党支持票が二手に割れたため、UMNO 自身の得票はさほど伸びなかったにもかかわらず、同党候補は2番手候補に大差をつけて勝利できた。

(84) *Sinar Online*, November 1, 2015.

(85) ハディは、サラワク州政権の第1党である PBB に対しても同様の姿勢をとっており、2016年5月の州議会選挙に際し、「ムスリムのプミプトラが州首相になるべき」「われわれは政府のアドバイザーになりたい」などと述べている (*The Star Online*, May 7, 2016)。

## 〔参考文献〕

### <日本語文献>

粕谷祐子 2014.『比較政治学』ミネルヴァ書房。

齋藤友之 1998.「マレーシア」森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会 139-166.

サルトーリ, ジョバンニ 2000. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部。

塩崎悠輝 2013.「なぜ PAS は『UMNO にとって代わる』ことが出来なかったのか——マレーシア・イスラーム党 (PAS) の変遷」山本博之編「二大政党制は定着するのか——2013年マレーシア総選挙の現地情勢報告と分析」(JAMS Discussion Paper 3) 日本マレーシア学会 39-43.

—— 2016.『国家と対峙するイスラーム——マレーシアにおけるイスラーム法学の展開』作品社。

遠峰四郎 1982.「刑罰」日本イスラム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高監修『イスラム事典』平凡社 167-168.

中村正志 2007.「アブドゥラ政権下の政治開放——成果と限界」『アジア研ワールド・トレンド』(136) 1月 40-46.

—— 2015a.「ナジブ首相の7億ドル受領疑惑とマレーシアの政治危機 (1) (2) (3)」

([http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201507\\_nakamura\\_1.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201507_nakamura_1.html)).

([http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201507\\_nakamura\\_2.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201507_nakamura_2.html)).

([http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201508\\_](http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201508_)

- nakamura\_1.html) .
- 2015b. 『パワーシェアリング——多民族国家マレーシアの経験』 東京大学出版会 .
- 2016a. 「一強多弱からの脱却には選挙協力が鍵——マレーシアと日本」『アジア研ワールド・トレンド』 (251) 8月 10-11.
- 2016b. 「政党システムの変質——2013年総選挙後の変化」中村正志編「ポスト・マハティール期のマレーシアにおける政治経済変容」アジア経済研究所 9-27.
- 森伸生 2002. 「ハッド刑」大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之の編『岩波イスラーム辞典』岩波書店 764-765.
- 山本博之編 2013. 「二大政党制は定着するのか——2013年マレーシア総選挙の現地情勢報告と分析」(JAMS Discussion Paper 3) 日本マレーシア学会 .
- レイプハルト, アレンド 2014. 粕谷祐子・菊池啓一訳『民主主義対民主主義——多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』原著第2版 勁草書房 .
- 鷺田任邦 2015. 「多民族国家における政党政治と(非)デモクラシー——マレーシア与党連合内政治と閣僚配分」日本比較政治学会編『政党政治とデモクラシーの現在』ミネルヴァ書房 127-153.

< 英語文献 >

- Barisan Alternatif. 1999. *Towards A Just Malaysia*.
- Brownlee, Jason. 2007. *Authoritarianism in an Age of Democratization*. New York: Cambridge University Press.
- Chhibber, Pradeep and Ken Kollman. 2004. *The Formation of National Party Systems: Federalism and Party Competition in Canada, Great Britain, India, and the United States*. Princeton: Princeton University Press.
- Cox, Gary W. 1997. *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. New York: Cambridge University Press.
- Duverger, Maurice. 1954. *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. London: Methuen.
- 1986. "Duverger's Law: Forty Years Later." In *Electoral Laws and Their Political Consequences*, edited by Bernard Grofman and Arend Lijphart. New York: Agathon Press, 69-84.
- ECFM (Election Commission, Federation of Malaya). 1960. *Report on the Parliamentary and State Elections 1959*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- ECM (Election Commission Malaysia). 1965. *Report on the Parliamentary (Dewan Ra'ayat) and State Legislative Assembly General Elections 1964*. Kuala Lumpur: Jabatan Cetak Kerajaan.

- 1972. *Report on the Parliamentary (Dewan Ra'ayat) and State Legislative Assembly General Elections 1969*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1975. *Report on the Parliamentary (Dewan Rakyat) and State Legislative Assembly General Elections 1974*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1980. *Report on the General Elections to the House of Representatives and the State Legislative Assemblies other than the State Legislative Assemblies of Kelantan, Sabah and Sarawak 1978*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1983. *Report on the Malaysian General Elections 1982*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1988. *Report on the Malaysian General Elections 1986*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1992. *Report on the Malaysian General Elections 1990*. Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- 1997. *Report of the General Election Malaysia 1995*. Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- 2002. *Report of the General Election Malaysia 1999*. Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- 2006. *Report of the General Election Malaysia 2004*. Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- 2009. *Report of the 12th General Elections 2008*. Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- 2015. *Report of the 13th General Election 2013*. Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- Khong, Kim Hoong. 1984. *Merdeka! British Rule and the Struggle for Independence in Malaya, 1945-1957*. Petaling Jaya, Selangor: Institute for Social Analysis.
- 1991. "Malaysia's General Election 1990: Continuity, Change, and Ethnic Politics." Research Notes and Discussions Paper No. 74. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Laakso, Markku and Rein Taagepera. 1979. "'Effective' Number of Parties: A Measure with Application to West Europe." *Comparative Political Studies* 12(1) January: 3-27.
- Lee, Hock Guan. 2015. "Mal-apportionment and the Electoral Authoritarian Regime in Malaysia." In *Coalitions in Collision: Malaysia's 13th General Elections*, edited by Johan Saravanamuttu, Lee Hock Guan, Mohamed Nawab Mohamed Osman. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 63-89.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*. New York: Cambridge University Press.

- Lim, Hong Hai. 2003. "The Delineation of Peninsular Electoral Constituencies: Amplifying Malay and UMNO Power." In *New Politics in Malaysia*, edited by Francis Loh Kok Wah and Johan Saravanamuttu. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 25-52.
- . 2005. "Making the System Work: The Election Commission." In *Elections and Democracy in Malaysia*, edited by Mavis Puthuchearry and Norani Othman. Bangi: Penerbit Universiti Kebangsaan Malaysia, 249-291.
- Loh, Kok Wah, Francis. 2003. "Towards a New Politics of Fragmentation and Contestation." In *New Politics in Malaysia*, edited by Francis Loh Kok Wah and Johan Saravanamuttu. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 253-282.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*. New York: Cambridge University Press.
- Marshall, Monty G., Ted Robert Gurr and Keith Jagers. 2016. *Polity IV Project: Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2015*. Vienna: Center for Systemic Peace.
- Mauzy, Diane K. 1983. *Barisan Nasional: Coalition Government in Malaysia*. Kuala Lumpur and Singapore: Marican & Sons.
- Means, Gordon P. 1970. *Malaysian Politics*. London: University of London Press.
- Pakatan Rakyat. 2009. *The Policies of Pakatan Rakyat*.
- . 2010. *Pakatan Agenda: Change Now, Save Malaysia!*
- . 2013. *Manifesto Rakyat*.
- Rachagan, S. Sothi. 1987. "The Apportionment of Seats in the House of Representatives." In *Government and Politics of Malaysia*, edited by Zakaria Haji Ahmad. Singapore: Oxford University Press, 56-70.
- . 1992. "Constituency Delimitation in Malaysia: A Geographical Interpretation." In *The View From Within: Geographical Essays on Malaysia and Southeast Asia*, edited by Voon Phin Keong and Tunku Shamsul Bahrin. Kuala Lumpur: Malaysian Journal of Tropical Geography, Department of Geography, University of Malaya, 383-411.
- . 1993. *Law and the Electoral Process in Malaysia*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.
- Saravanamuttu, Johan. 2012. "Twin Coalition Politics in Malaysia since 2008: A Path Dependent Framing and Analysis." *Contemporary Southeast Asia* 34(1) April: 101-127.
- . 2015. "Power Sharing Politics and the Electoral Impasse in GE13." In *Coalitions in Collision: Malaysia's 13th General Elections*, edited by Johan Saravanamuttu, Lee Hock Guan, Mohamed Nawab Mohamed Osman. Singapore: Institute of



Southeast Asian Studies, 37-62.

Von Vorvys, Karl. 1976. *Democracy without Consensus: Communalism and Political Stability in Malaysia*. Kuala Lumpur and Singapore: Oxford University Press.

Yang Razali Kassim. 2015. "New Politics or Old Politics in New Clothing?" In *Coalitions in Collision: Malaysia's 13th General Elections*, edited by Johan Saravanamuttu, Lee Hock Guan, Mohamed Nawab Mohamed Osman. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 19-36.

<新聞, インターネット・メディア>

*Berita Harian*

*Bernamea*

*Malay Mail Online*

*Malaysiakini*

*New Straits Times*

*Sinar Online*

*theantdaily*

*The Malaysian Insider*

*The Star Online*

*The Straits Times*

*Utusan Malaysia*

## 資料2-A 人民連盟共同政策綱領（抄訳）

## 1. 透明性のある真の民主主義

## A. 立憲主義と法の支配

憲法、国教としてのイスラーム、他の宗教を信仰する権利の擁護。マレー人とその他の先住民の特別の地位、ならびに他の人種の正当な権利の保護。立憲君主制の擁護。マレー語使用の支持とあらゆる人種の母語使用の保障。国内治安法など抑圧的法律の廃止。公正な連邦-州関係。

## B. 権力分立

司法の信頼性の回復。連邦議会の強化。選挙管理委員会等各種委員会と政府系企業の議会による監督。警察長官、司法長官らの人事の議会承認。国家オンブズマン局の創設。地方政府の民主主義強化。メディアの自由化。公共部門の業績改善。市民参加の促進。

## C. 清廉で自由、公正な選挙システム

18歳以上の市民の自動有権者登録。選挙人名簿の整備、国内郵便投票の廃止、在外投票を認める、消えないインクの使用。1人1票の原則にのっとった選挙区割りの見直し。政党助成金の導入。選挙不正の厳罰化。

## 2. 高度で持続可能かつ公平な経済の推進

## A. 高度な経済

全産業に対する教育・訓練機会の保障。全労働者に対する訓練機会の保障。在外専門家の帰国促進。

## B. 民主的で透明な経済

入札制度の改革。国民の負担となる民営化の廃止。累進税制の実施。

## C. 州経済運営の分権化と強化

貧困州に配慮した開発予算配分。経済行政権限の州政府への付与。バランスのとれた地理的開発。州政府の権限を強化し高度長期成長のための政策を重視。

## D. ニーズにもとづく格差是正策

ニーズにもとづく公平な経済支援。全人種を対象に周縁化集団を支援。ターゲット集団に直接現金給付。必要と能力に応じた奨学金付与。平等な経済的機会による社会的

流動性の確保。汚職撲滅による貧困対策資金の確保。

## E. 労働

全国民を対象とする最低賃金制の導入。機会平等法の制定。中小企業支援。農民・漁民の生産性改善支援。外国人労働者依存緩和のための政策再編。インフォーマル・セクター支援。

## F. ソーシャル・セーフティ・ネット

従業員積立基金（EPF）の強化と民間雇用者のための年金制度導入。失業補償基金の設立。60歳までの定年延長。

## G. 住宅

低価格住宅の供給強化のための住宅公団の設立。住宅開発による不法占拠問題の解決。不法占拠に関する紛争調停制度導入。低価格住宅の改善支援。集合住宅の公共設備改善。住宅ローン改善のための金融部門改革。住宅政策保全のための州政府との協力。

## H. インフラと公共設備

すべての家庭に水と電気を安価に供給。運営会社と再交渉し高速道路料金を見直し。政府と地元代表による公共交通委員会の設立。高齢者等の運賃半額制導入。タクシー営業許可の個人企業家への優先付与。無料ブロードバンド・サービスの提供。

## I. 環境

リサイクル文化定着のための支援。森林伐採の統制確保。代替エネルギーへの移行のための基盤整備。丘陵地・汚染地域の開発を制限。国際基準を満たす炭素排出規制。

## J. 持続可能な成長と環境に配慮した開発

低炭素経済実現のためのインフラ整備。グリーン・テクノロジーにもとづく産業の開発。代替エネルギー、再生可能エネルギー開発でアジア地域を牽引。食料供給確保のための農業部門強化。

## 3. 社会的公正と人間開発

## A. 統一と社会的公正

人種間、宗教間の関係改善努力。相互信頼回復に向けた関係者の努力の強化。人種差

別撤廃のための人種間関係法の制定。オープンな社会の原則・規範を堅持するための協力。人種政治解消に向けた努力。全人種に受け入れられるマレーシア文化の醸成。オラン・アスリ等少数派の福祉改善。

### B. 宗教

イスラームの国教としての地位の保全と全国民に対する信教の自由の保障。異文化・宗教間対話の促進。民事法とイスラーム法の重複の解決に向けた包括的メカニズムの構築。巡礼基金などイスラーム機関の経営強化。すべての宗教に対し、信仰の場、埋葬場所として適切な地域を確保。

### C. 教育

国民学校を国の教育制度の基礎とする一方、宗教学校、華語・タミル語学校等も平等に支援する。テスト偏重を改め、批判的・分析的思考にもとづく学びの重視へ。能力要件を満たすすべての学生に公立高等教育の機会を提供。学問の自由と大学自治のための大学・ユニバーシティカレッジ法の改正。学長等の能力にもとづく人事。サバ・サラワクの内陸部における教育設備の改善。教員に対する教育の質の改善。教員に対する高度訓練機会の提供。農村部の教員へのインセンティブ付与。能力にもとづく奨学金付与と、その他の財政支援の農村・内陸部の貧困学生への優先的付与。外国語学習の重要性の強調。落ちこぼれ対策の実施。学位認可委員会の対象拡大。

### D. 女性と家族

あらゆる分野で女性に対する公正な処遇を実現するための法律の制定。働く女性を10年で60%に増やす。政治・行政の指導的ポストの30%を女性に付与。家庭内暴力の厳罰化など対策強化。保育所など働く女性の支援強化。シングル・マザー支援。国家予算・政策策定においてジェンダーの観点を考慮。学校におけるジェンダー教育の導入。主婦（夫）の役割を評価。

### E. 青年

すべてのコミュニティの青年に対し潜在能力発揮の機会を平等に付与。すべての青年に適切な職業資格・訓練を付与。青年運動との対話を通じた青年の役割と貢献の認知。

### F. 治安

警察を犯罪防止と治安確保の職務に専念させる。犯罪対策の人員確保のための警官再配置。警察に最新の設備と訓練の供与。「警察の活動と運営の強化のための王立委員会」の勧告の実施。警官の労働条件の改善。犯罪予防に向けたコミュニティの役割の強化。

### G. 医療

公的医療機関の改善に向けた国家医療委員会の設立。公的医療サービスの拡充。公立病院のスタッフに対するインセンティブの増強。民営化した医療機関に対する監視。

### H. 文化

あらゆるメディアにおける表現の自由の確保。制約なく演劇や展覧会を行う権利。伝統文化とのつながりを重視する一方、すべての人種の異文化要素を受容。

## 4. 連邦-州関係と外交政策

### A. 連邦システム

貧困対策費として石油収入の20%を州政府に付与。税収の一部を州に平等に還元。人口に応じた交付金の増額。

### B. サバとサラワク

サバとサラワクに石油収入の20%をロイヤリティとして付与。移民問題解決のための王立委員会設立。先住民慣習地の保全。非倫理的経済活動による内陸住民抑圧の停止。

### C. 外交政策

市民間対話の促進。ASEAN加盟国等近隣諸国との外交・通商協力促進。国際機関での役割強化。

(出所) 民主行動党ウェブサイト ([https://dapmalaysia.org/repository/The\\_Policies\\_of\\_Pakatan\\_Rakyat-EN.pdf](https://dapmalaysia.org/repository/The_Policies_of_Pakatan_Rakyat-EN.pdf))。

